
湯 沢 町
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

湯 沢 町



< 目 次 >

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 止まらない少子化の進行.....	3
2 計画策定の趣旨.....	4
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	5
第2章 本町の子どもと家庭を取り巻く現状.....	9
1 家庭と地域の現状.....	9
(1) 人口の現状.....	9
(2) 婚姻・出生.....	11
(3) 世帯.....	14
(4) 就業率.....	15
2 教育・保育環境の現状.....	17
(1) 保育園の状況.....	17
(2) 小学校.....	19
3 母子保健の現状.....	20
(1) 母子健康手帳交付.....	20
(2) 新生児訪問指導.....	20
(3) 乳幼児健診.....	20
4 子育て支援に関するニーズ調査にみられる意向.....	22
(1) 調査の方法・調査期間・回収状況.....	22
(2) ニーズ調査にみられる意向.....	23
5 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価.....	38
第3章 計画の基本的な考え方.....	41
1 計画の基本理念.....	41
2 計画の基本目標.....	41
3 計画の基本的な視点.....	42

第4章 施策の展開.....	45
1 教育・保育提供区域の設定	45
2 計画年次における推計児童人口	45
3 各施策の展開	46
基本目標1. 子育て家庭の支援に関すること	46
基本目標2. 子どもと母親の健康の確保と増進に関すること	54
基本目標3. 子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備に関すること	59
基本目標4. 支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進	62
第5章 計画の推進体制.....	67
1 取組方針	67
2 庁内推進体制	67
3 計画の進捗管理と点検・評価	67
資料編.....	71
1 湯沢町子ども・子育て支援事業計画策定までの経過概略	71

第1章
計画の策定にあたって

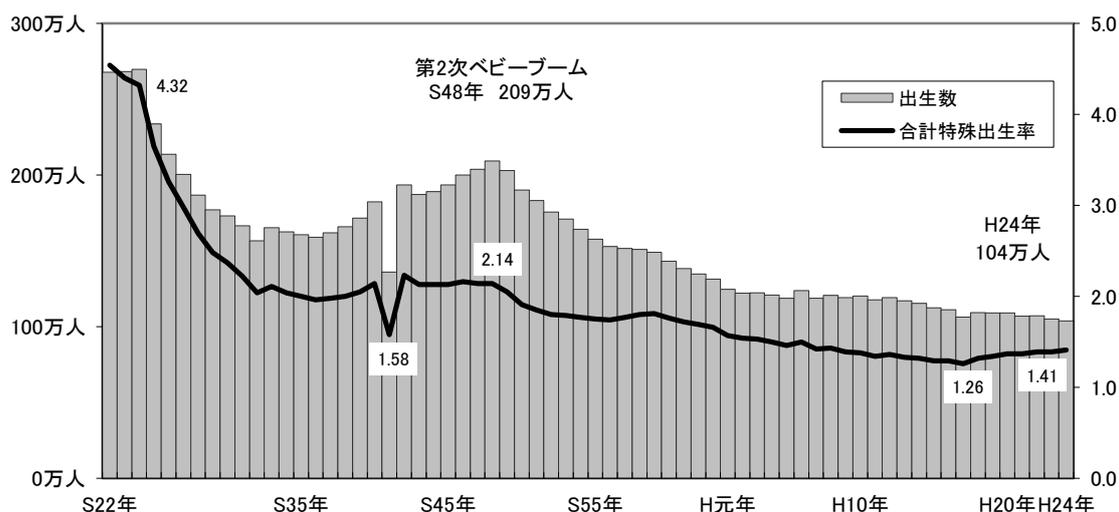
第1章 計画の策定にあたって

1 止まらない少子化の進行

我が国の出生数は、昭和48年の209万人以降減少し、近年は110万人前後で推移しています。

女性が一生の間に産むと推定される子どもの数を表す合計特殊出生率は、平成17年の1.26を底として、平成18年1.32、平成19年1.34、平成20年1.37、平成24年は1.41とやや回復傾向にあるものの、依然として長期的に人口が安定的に維持される人口置換水準(2.07)を大きく下回っています。

表1 出生数・合計特殊出生率の推移(全国)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

2 計画策定の趣旨

湯沢町（以下、「本町」といいます。）では、次代を担う子どもの健やかな成長と、子育てを支える新しい地域社会をつくるため、平成 22 年 3 月に「湯沢町次世代育成支援（後期）行動計画（以下、「後期計画」といいます。）」を策定し、子育て支援施策を推進してきました。

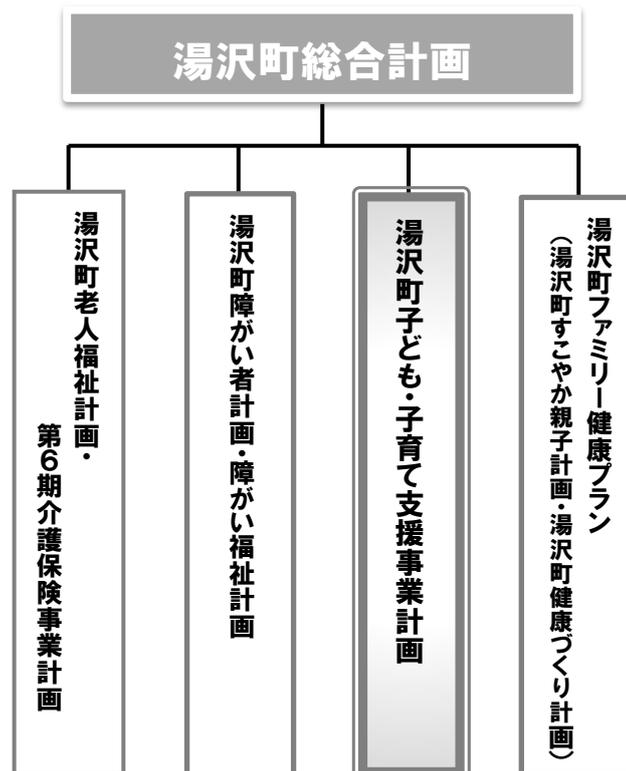
また、翌平成 22 年度には本町の保育・教育の課題を検討するために、一般公募町民や保育園、小・中学校の保護者及び職員、学識経験者、行政職員を交えた湯沢町文教施設整備委員会を設置し、以降の保育・教育の方向性を具体的に示した「湯沢町統合文教施設検討結果報告書」を取りまとめました。現在の「湯沢学園構想」はこの報告書に基づいて進められています。

一方国は、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法を整備し、子ども・子育て支援は平成 27 年 4 月から新しい制度に移行することとなりました。

このことから、本町としても「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下、「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図り、計画的に給付・事業を実施するため、この度「湯沢町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、「湯沢町総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。



4 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年間とし、平成27年度から平成31年度とします。また、状況の変化により、必要に応じ見直します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
				

5 計画の策定体制

本計画は、平成22年度に本町の保育・教育の課題を検討するために、一般公募町民や保育園、小・中学校の保護者及び職員、学識経験者、行政職員を交えた湯沢町文教施設整備委員会によってまとめられた「湯沢町統合文教施設検討結果報告書」に示された教育・保育・子育て支援の方向性を基に、平成25年度に実施した「湯沢町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を加味し策定しています。

第2章

本町の子どもと家庭を取り巻く現状

第2章 本町の子どもと家庭を取り巻く現状

1 家庭と地域の現状

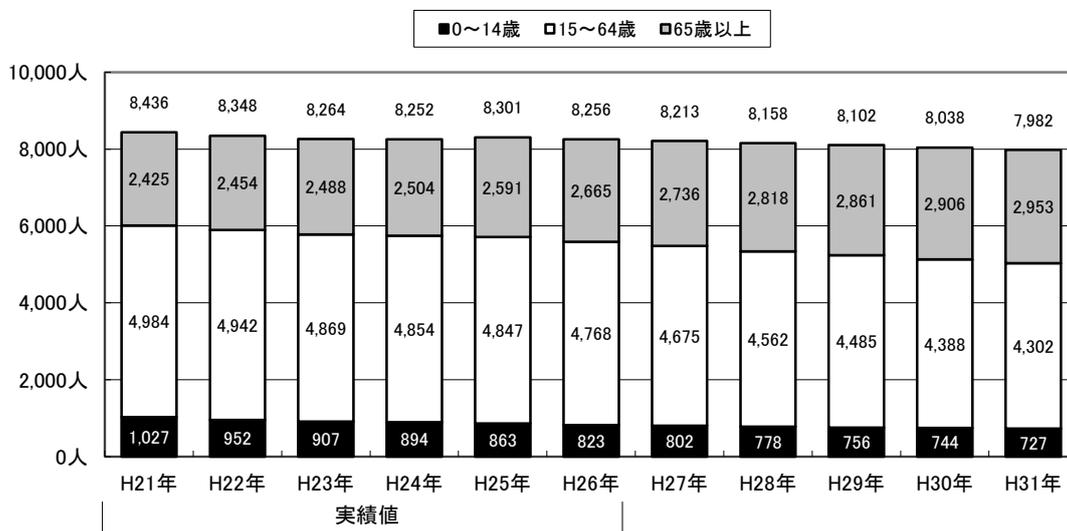
(1) 人口の現状

本町の人口は微減の傾向が続いており、平成26年4月1日現在、総人口は8,256人となっています。このうち年少人口（0～14歳）は823人で、総人口の10.0%を占めています。

計画の基礎となる将来人口は、平成21年～26年の住民基本台帳人口および外国人登録人口、15歳～49歳女性人口の各歳別出生実績等を用いて、コーホート変化率法で推計しました。その結果、本計画の目標年度である平成31年の年少人口は727人と推計され、平成26年に対して97人の減少が見込まれます。

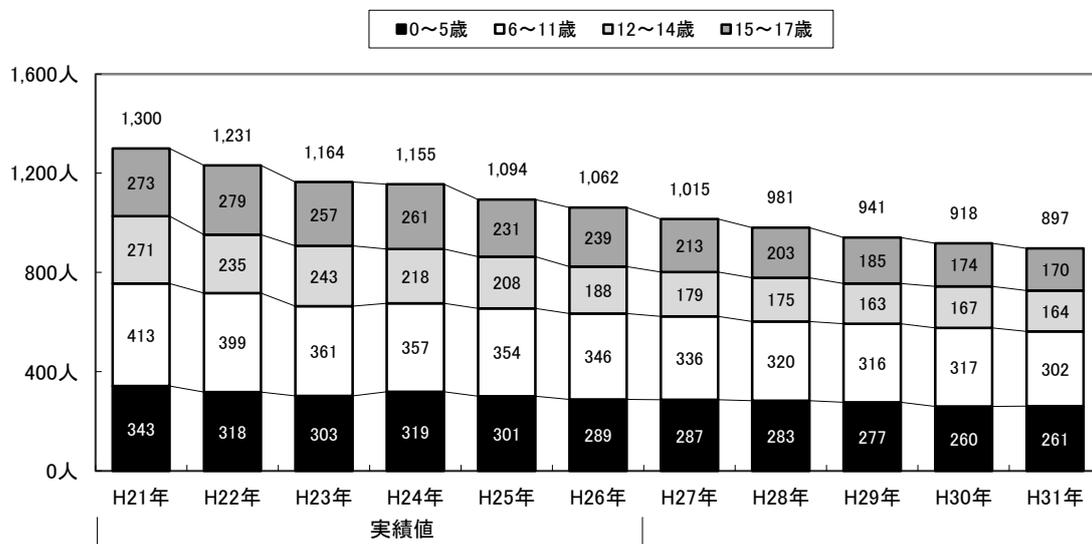
就学前児童に該当する0～5歳人口は、出生数に関する25～39歳女性人口の減少等を背景に、平成26年289人から平成31年には261人まで減少するなど、今後も減少傾向が続くと予想されます。

図1 年齢3区分別人口の推移と推計値



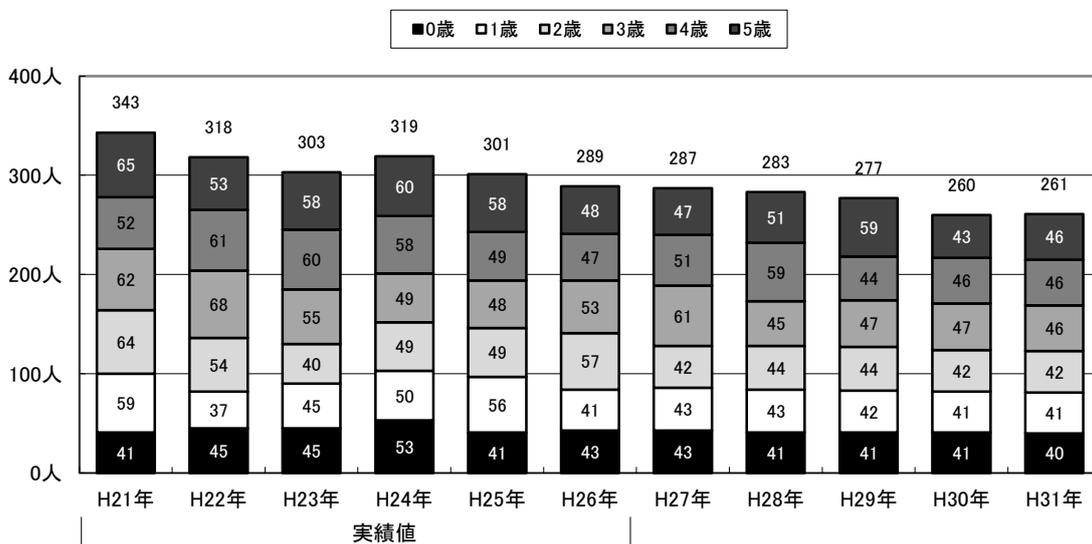
各年4月1日現在

図2 0～17歳人口の推移と推計値



各年4月1日現在

図3 0～5歳各歳別人口の推移と推計値



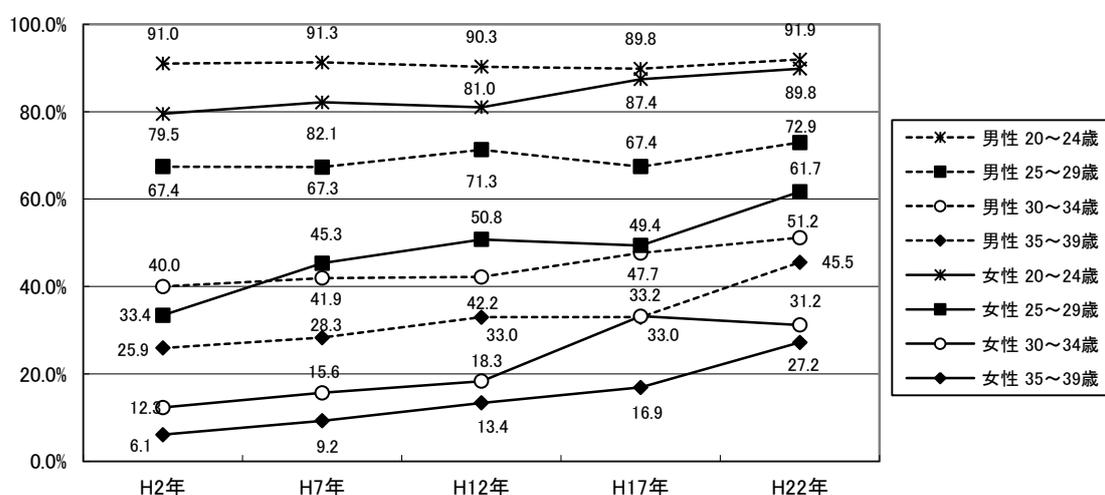
各年4月1日現在

(2) 婚姻・出生

男女ともに25～39歳の未婚率が増加しています。また、女性は20～24歳も増加傾向がみられます。平成22年の結果を比較すると、女性の未婚率は35～39歳を除き、ほぼ新潟県の値と同じといえます。一方、男性は30～34歳、35～39歳、40～44歳の未婚率が、県の値に比べ若干高い値となっています。

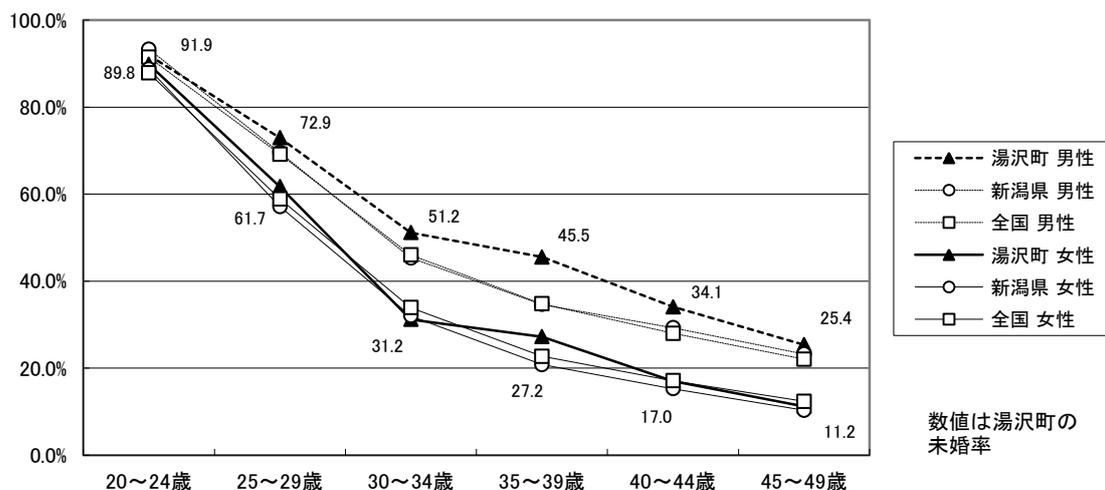
30歳代後半でも男性の45.5%、女性の27.2%が未婚者となっており、本町でも晩婚化が進んでいる状況にあります。

図4 未婚率の推移



資料：国勢調査

図5 未婚率の比較 (平成22年)

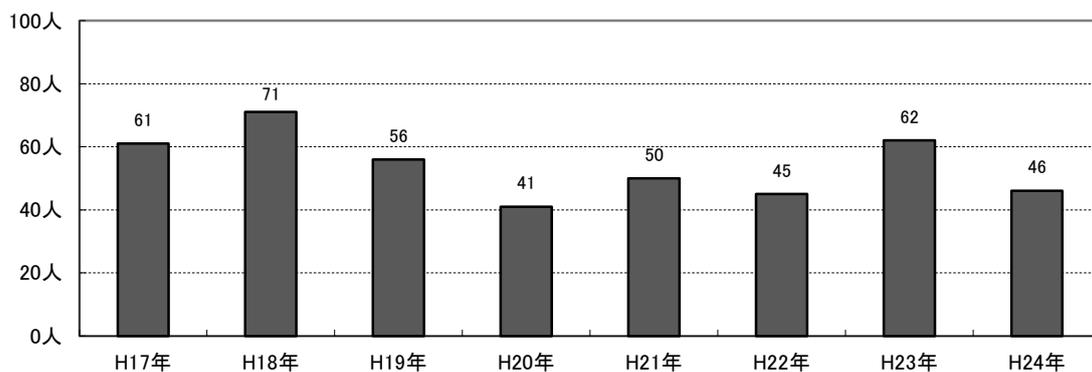


資料：国勢調査

第2章 本町の子どもと家庭を取り巻く現状

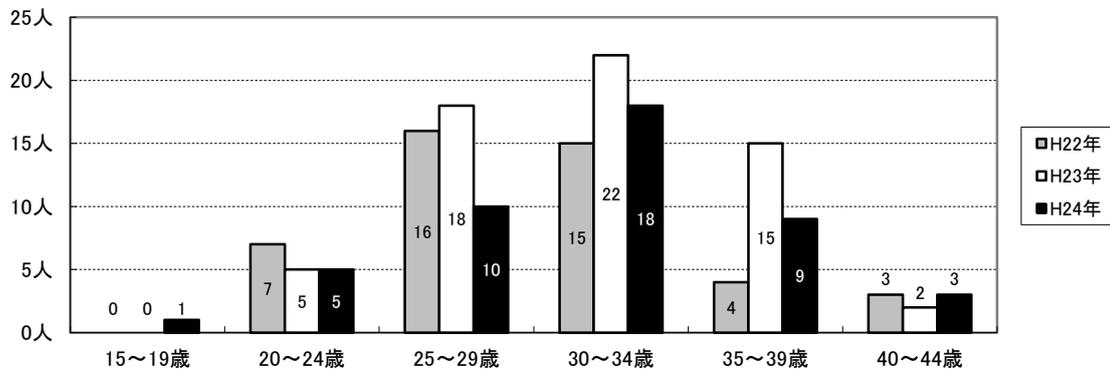
こうした中、本町の出生数は減少が続いています。平成24年の出生数は46人となり、母親の年齢別では30歳代の27人が全体の6割近くを占めています。

図6 出生数の推移



新潟県「福祉保健年報」

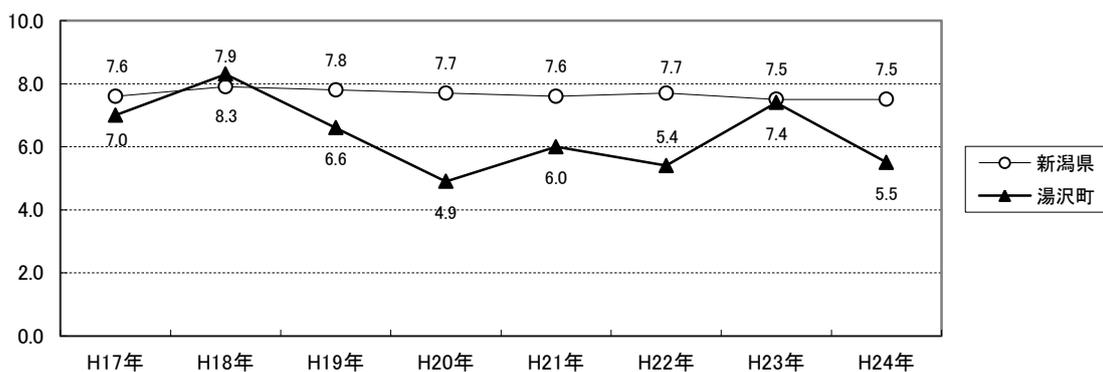
図7 母親年齢別出生数の推移



新潟県「福祉保健年報」

出生率（人口 1,000 人あたりの出生数）も減少傾向がみられ、平成 24 年の 5.5 人は新潟県の値よりかなり低い状況にあります。

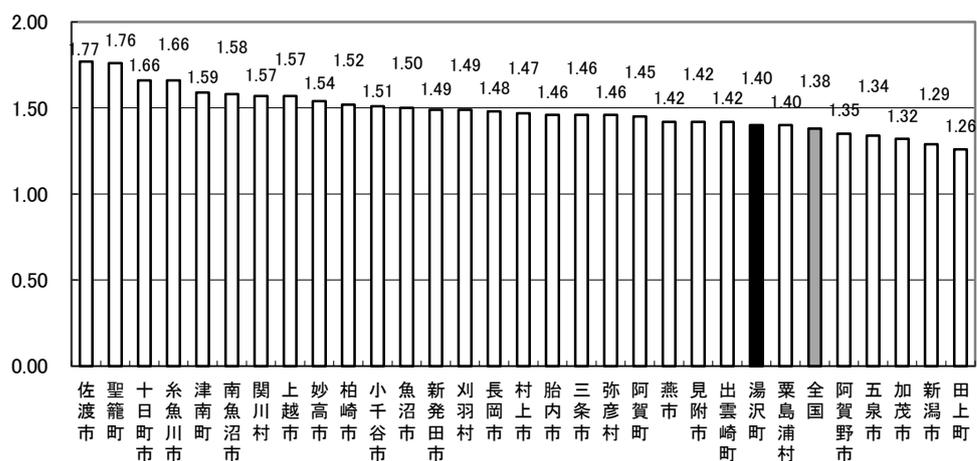
図 8 出生率（人口 1,000 人あたりの出生数）の推移



新潟県「福祉保健年報」

平成 20～24 年の合計特殊出生率は 1.40 人となっており、全国値よりはやや高いものの、県内では低い方に位置しています。

図 9 県内市町村の合計特殊出生率（平成 20～24 年）



厚生労働省「平成 20～24 年 人口動態保健所・市区町村別統計の概要」

※合計特殊出生率・・・女性が一生の間に産むと推定される子どもの数

(3) 世帯

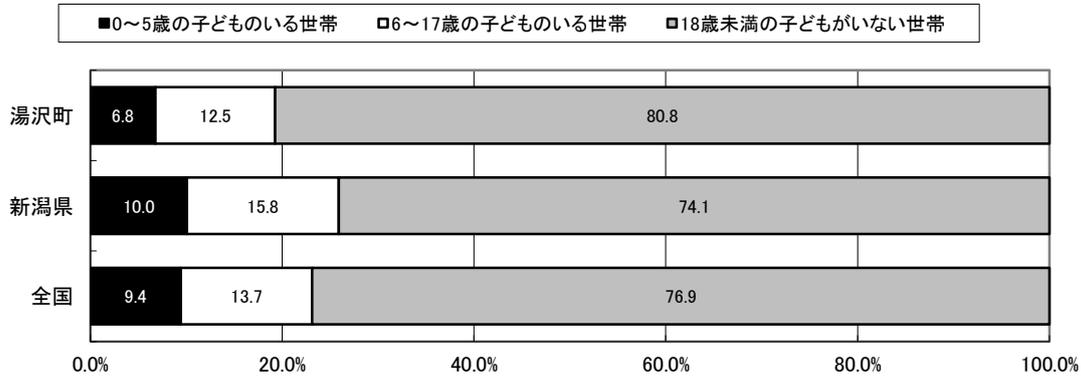
平成22年国勢調査の結果によると、本町の一般世帯数は3,451世帯で、そのうち「0～5歳の子どもがいる世帯」は6.8%（234世帯）、「6～17歳の子どもがいる世帯」は12.5%（430世帯）となっています。これらを合わせた“子どもがいる世帯”の割合は、新潟県の値より低くなっています。

このうち、18歳未満の子どもがいる世帯の50.5%、0～5歳未満の子どもがいる世帯の55.1%が核家族となっています。

また、ひとり親家庭の割合は、全国より低いものの、新潟県より高く、18歳未満の子どもがいる世帯で9.6%、0～5歳未満の子どもがいる世帯では5.6%を占めています。

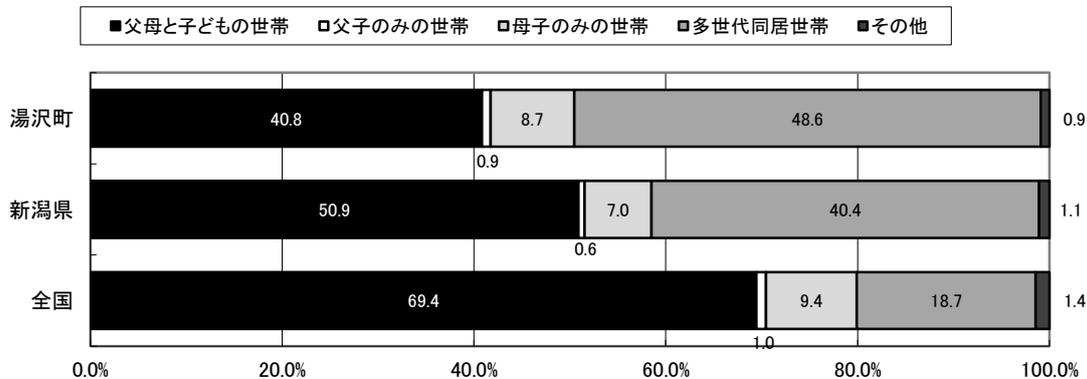
※ 核家族・・・夫婦とその未婚の子供、夫婦のみのいずれかからなる世帯

図10 子どもがいる世帯の割合（平成22年）



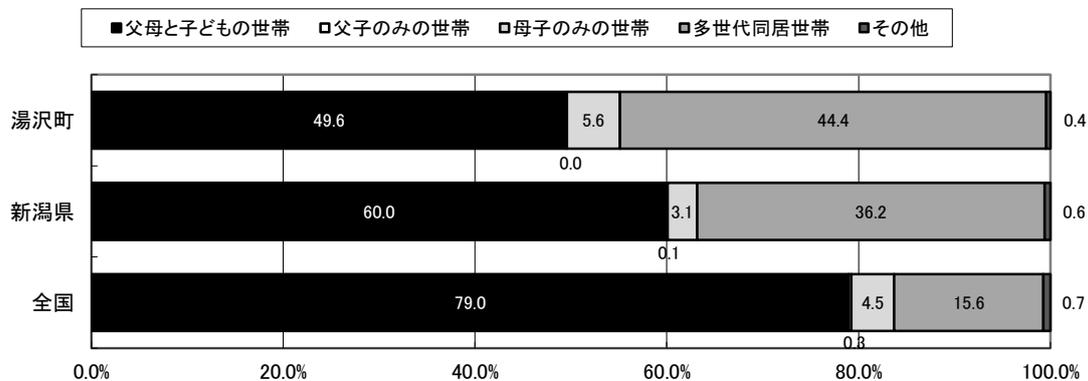
資料：国勢調査

図11 18歳未満の子どもがいる世帯の家族類型（平成22年）



資料：国勢調査

図12 0～5歳未満の子どもがいる世帯の家族類型（平成22年）



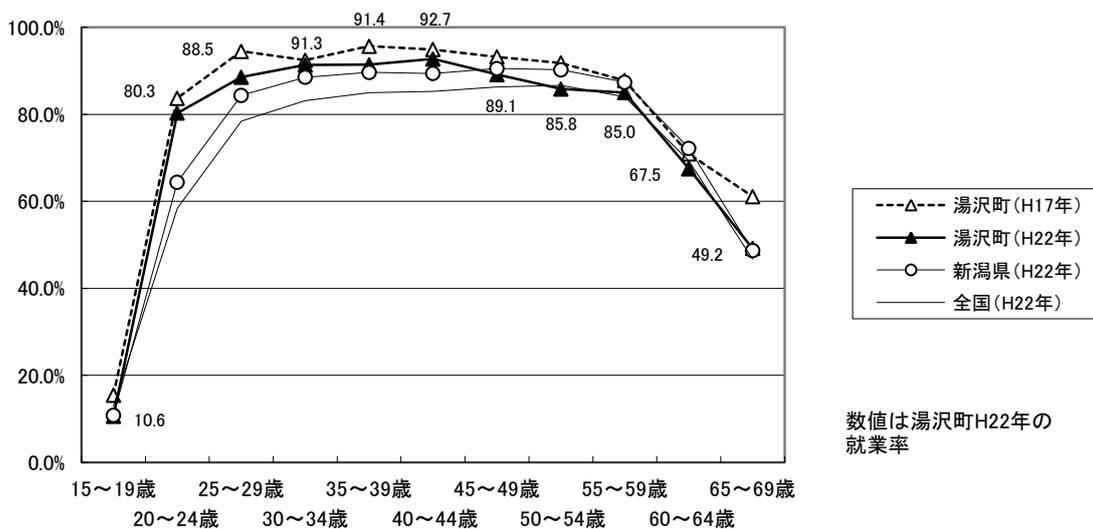
資料：国勢調査

(4) 就業率

男性の15～39歳、45歳以上で、平成17年の就業率に対して平成22年の値が下回っています。

一方、女性は20～24歳、45～54歳、60～64歳を除き、平成17年の就業率に対して平成22年の値が上回っています。

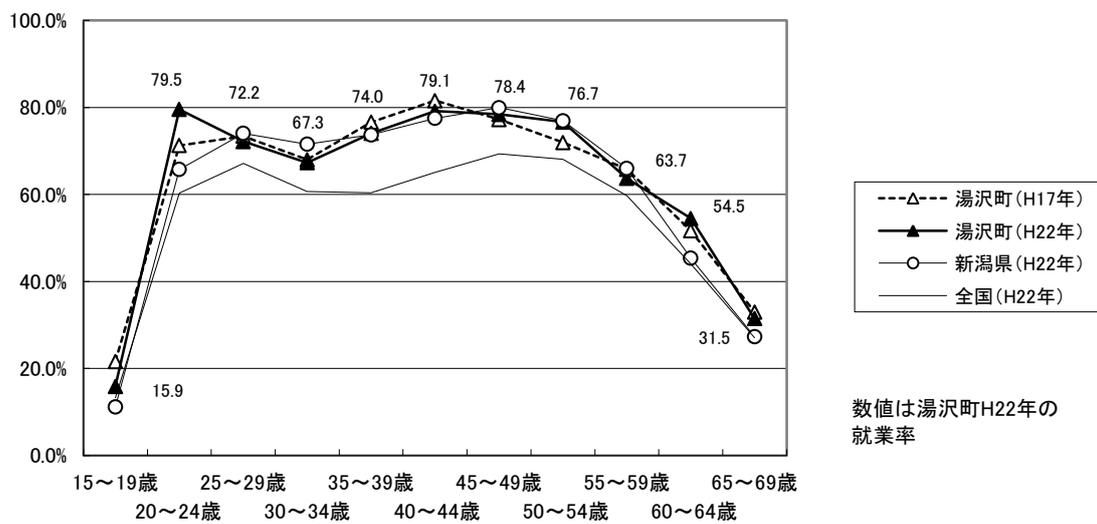
図13 男性の年齢別就業率



数値は湯沢町H22年の就業率

資料：国勢調査

図 14 女性の年齢別就業率



数値は湯沢町H22年の就業率

資料：国勢調査

2 教育・保育環境の現状

(1) 保育園の状況

1) 入所児童数等

町立の認可保育所が4か所設置されています。全体の入所率は、近年 60%弱で推移しています。

入所の対象年齢は、生後6か月または 10 か月（誕生日の翌月から）となっており、入所児童数に対する3歳未満児の入所児童数の割合は、近年増加傾向にあります。

※ 認可保育所・・・国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして、県知事に認可された施設

表 2 認可保育園の設置状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数（か所）	4	4	4	4	4
定員数（人）	290	290	290	290	290
入所児童数（人）	217	213	218	215	197
3歳未満（人）	53	52	61	75	60
3歳以上（人）	164	161	157	140	137
入所率（%）	74.83%	73.45%	75.17%	74.14%	67.93%

※各年度4月1日現在

表 3 認可保育所のサービス内容（平成 26 年度）

	定員	対象年齢 (誕生日の翌月から)	通常保育時間		延長 保育	障がい児 保育	一時 保育
			平日	土曜日			
神立保育園	60人	生後 10 か月～	8:30 ～16:30	-	●	●	
土樽保育園	80人			-	●	●	
湯沢保育園	60人			-	●	●	
中央保育園	90人	生後 6 か月～		8:30 ～11:30	●	●	●

※ 延長保育：平日 8:00～8:30・16:30～18:30、土曜日（中央保育園のみ）8:00～8:30・11:30～18:30

第2章 本町の子どもと家庭を取り巻く現状

表4 認可保育所の入所状況（平成26年度）

	定員	入所児童数							入所率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	計	
神立保育園	60人	0人	2人	7人	6人	9人	7人	31人	51.67%
土樽保育園	80人	0人	10人	11人	20人	11人	20人	72人	90.00%
湯沢保育園	60人	2人	6人	8人	9人	4人	7人	36人	60.00%
中央保育園	90人	1人	8人	5人	13人	22人	9人	58人	64.44%
計	290人	3人	26人	31人	48人	46人	43人	197人	67.93%

※ 平成26年4月1日現在

※ 入所率：定員数に占める入所児童数の割合

※ 町立の認可保育園は、町が進める湯沢学園構想により一つに統合され、平成28年4月に認定こども園として開園する予定です。

2) へき地保育所

町立のへき地保育所（浅貝保育園）が1か所設置されていましたが、平成25年度末で閉園となっています。

表5 へき地保育所の設置状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数（か所）	1	1	1	1	0
定員数（人）	30	30	30	30	0
入所児童数（人）	11	7	6	5	0
入所率（%）	36.67%	23.33%	20.00%	16.67%	-

※各年度4月1日現在

(2) 小学校

町立の小学校は、町が進める湯沢学園構想により、平成26年4月に5校すべてを統合し、湯沢小学校1校となっています

表6 小学校の設置状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数(か所)	5	5	5	5	1
児童数(人)	391	357	364	350	343

※学校基本調査

表7 小学校児童数(平成26年度)

	児童数						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
湯沢小学校	55人	64人	59人	54人	59人	52人	343人

※平成26年4月 5校を統合し湯沢小学校へ

3 母子保健の現状

本町では、妊娠期から母子の健康が確保されるよう、妊産婦医療費の助成や乳幼児健診、新生児訪問などの母子保健事業を行っています。

※ 平成26年度については見込み値です。

(1) 母子健康手帳交付

表 8 母子健康手帳交付の現状

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
交付数(件)	39	47	44	35	40

(2) 新生児訪問指導

表 9 新生児訪問指導の現状

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
参加延人数(人)	39	46	45	28	35
未熟児に対する訪問指導の数(人)	1	0	0	0	2

(3) 乳幼児健診

表 10 乳児健診(4か月)の現状

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象者数(人)	41	57	47	46	38
受診者数(人)	40	55	47	46	38
受診率(%)	97.6	96	100	100	100

表 11 乳児健診(6か月・離乳食指導)の現状

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象者数(人)	44	53	52	42	40
受診者数(人)	38	50	45	37	40
受診率(%)	86.4	94.3	86.5	88.1	100

表 12 乳児健診（10 か月）の現状

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象者数（人）	45	50	58	39	44
受診者数（人）	45	48	58	39	44
受診率（％）	100	96	100	100	100

表 13 1 歳児健診の現状

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象者数（人）	48	45	56	50	45
受診者数（人）	48	44	53	50	45
受診率（％）	100	97.7	95	100	100

表 14 1 歳 6 ヶ月児健診の現状

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
対象者数（人）	41	48	56	51	47
受診者数（人）	41	48	55	51	47
受診率（％）	100	100	98	100	100

表 15 2 歳児検診の現状

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
対象者数（人）	33	50	49	56	50
受診者数（人）	31	47	47	56	50
受診率（％）	93.9	94	95.9	100	100

表 16 3 歳児健診の現状

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
対象者数（人）	55	39	53	47	53
受診者数（人）	55	39	53	46	53
受診率（％）	100	100	100	98	100

4 子育て支援に関するニーズ調査にみられる意向

(1) 調査の方法・調査期間・回収状況

本計画を策定するにあたり、保護者のニーズを確認するとともに、保育・教育事業のニーズ推計の基礎データとするため、「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。調査の方法、調査時期、および回収状況は以下の通りとなっています。

表 17 調査の方法

調査名	対象者	調査数	調査方法
就学前児童調査	就学前児童を持つ保護者	238 件	郵送配布・回収
就学児童調査	小学校児童を持つ保護者	258 件	郵送配布・回収

調査時期：平成 25 年 12 月 11 日（水）～平成 26 年 1 月 10 日（金）

表 18 回収状況

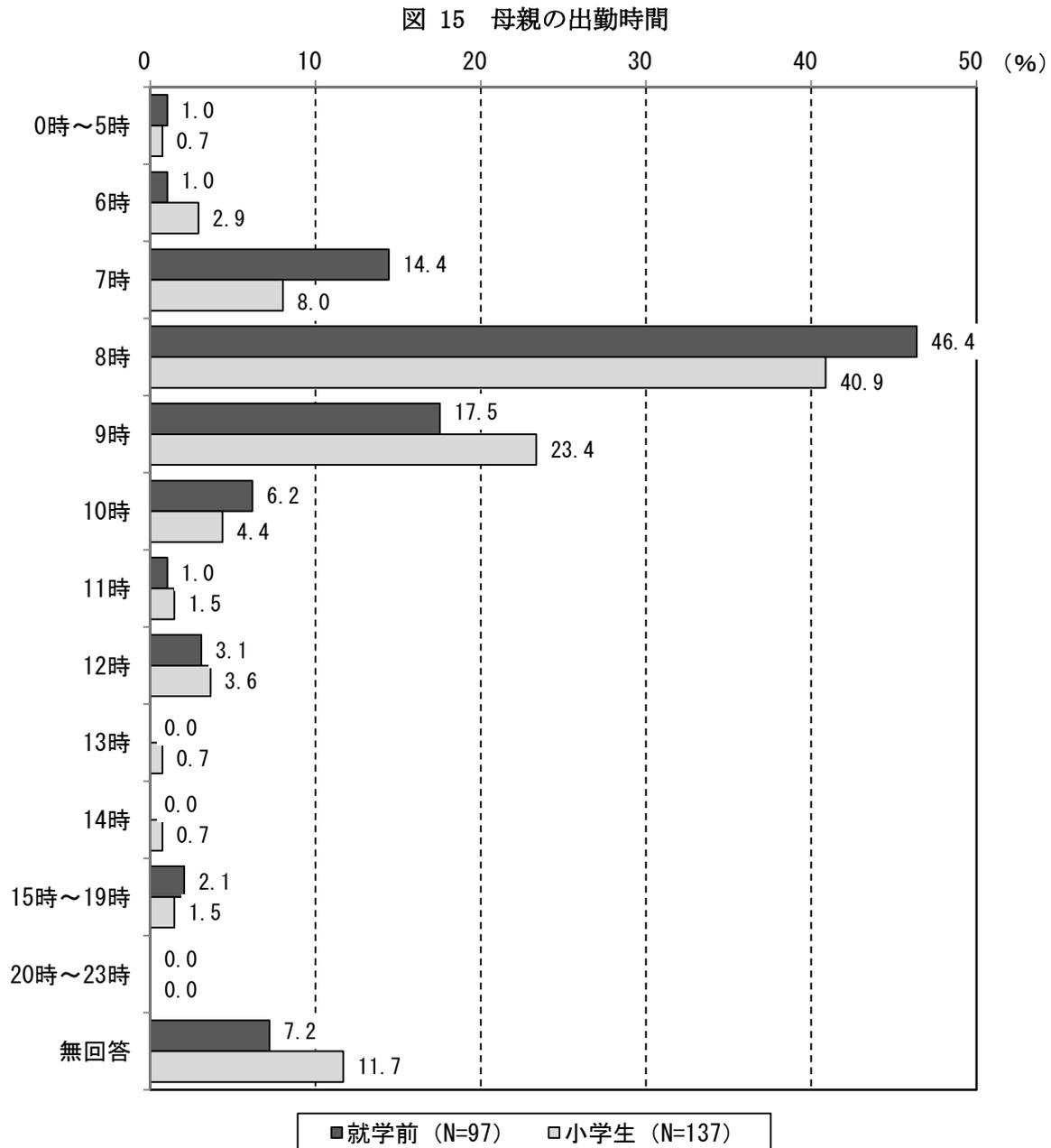
調査名	発送数	回収数	回収率
就学前児童	238 件	157 件	66.0%
就学児童調査	258 件	174 件	67.4%

(2) ニーズ調査にみられる意向

3) 保護者の就労状況

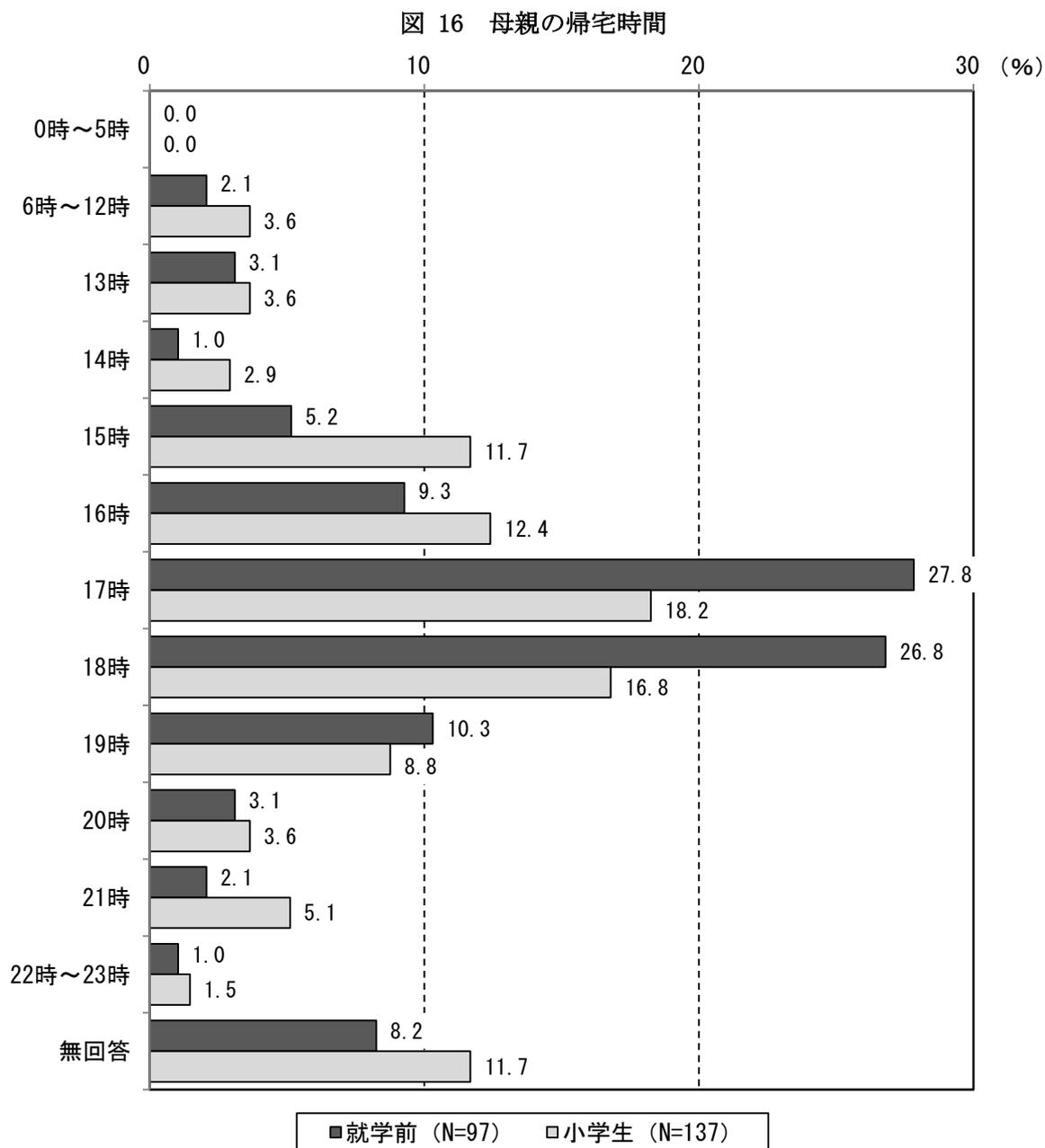
ア. 母親の出勤時間

母親の出勤時間をみると、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「8時」が最も多く、次いで「9時」といった順になっています。



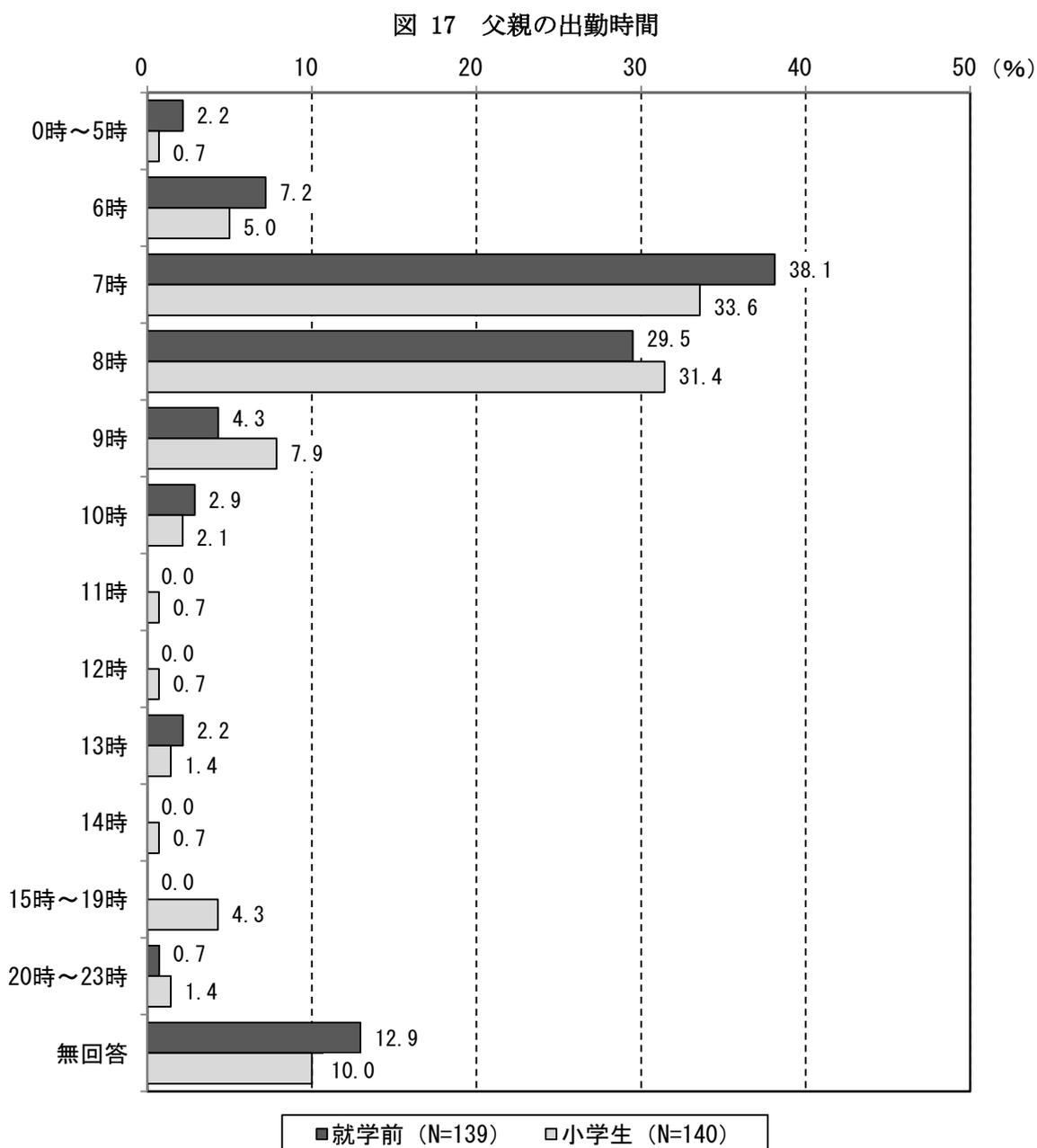
イ. 母親の帰宅時間

母親の帰宅時間をみると、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「17時」が最も多く、次いで「18時」といった順になっています。



ウ. 父親の出勤時間

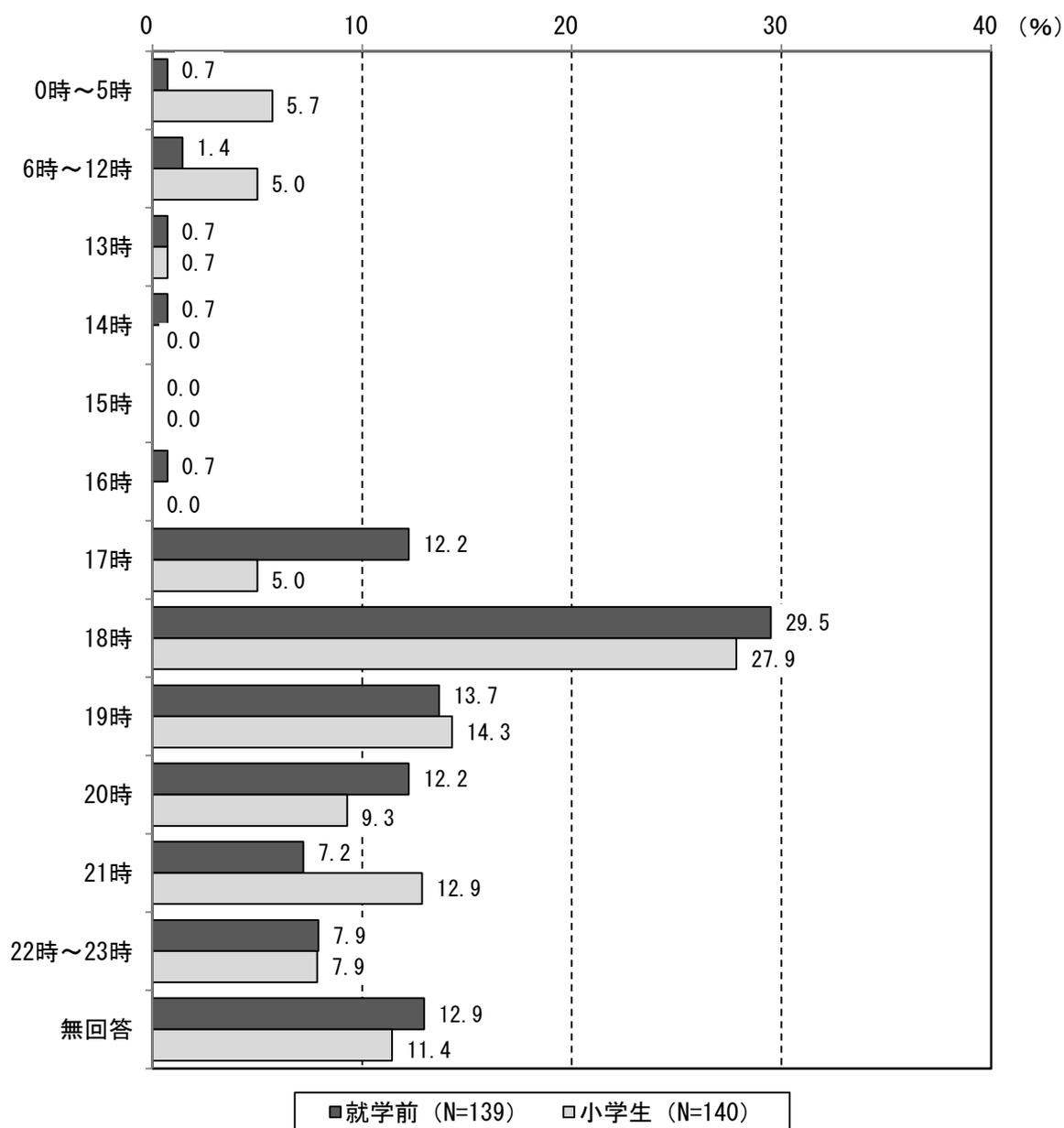
父親の出勤時間をみると、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「7時」が最も多く、次いで「8時」となっています。



エ. 父親の帰宅時間

父親の帰宅時間をみると、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「18時」が最も多く、次いで「19時」といった順になっています。

図 18 父親の帰宅時間



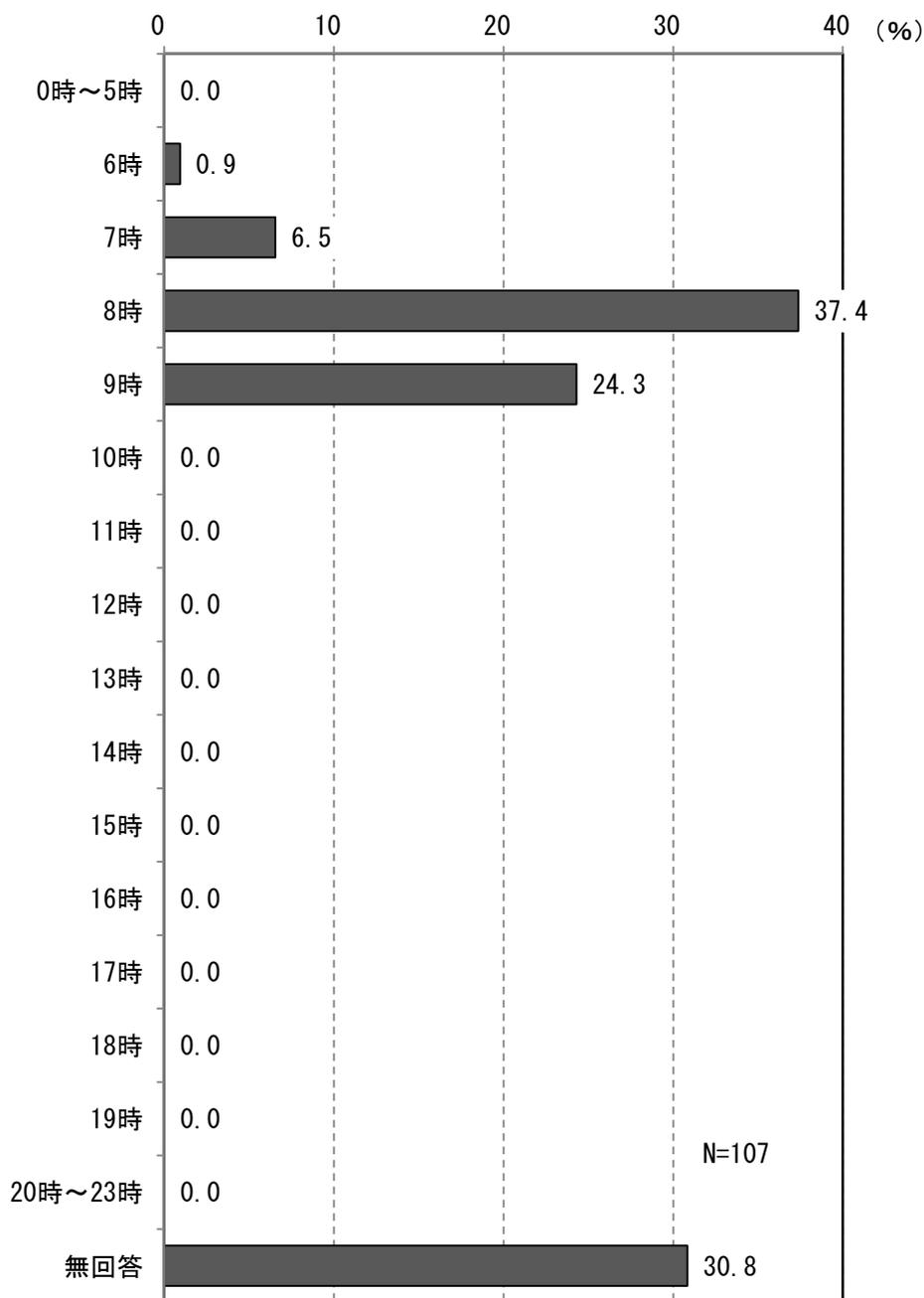
4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前児童の保護者のみ）

ア. 希望開始時間

平日の定期的な教育・保育事業の希望開始時間をみると、「8時」が37.4%で最も多く、次いで「9時」の24.3%といった順になっています。

また、「無回答」が30.8%みられます。

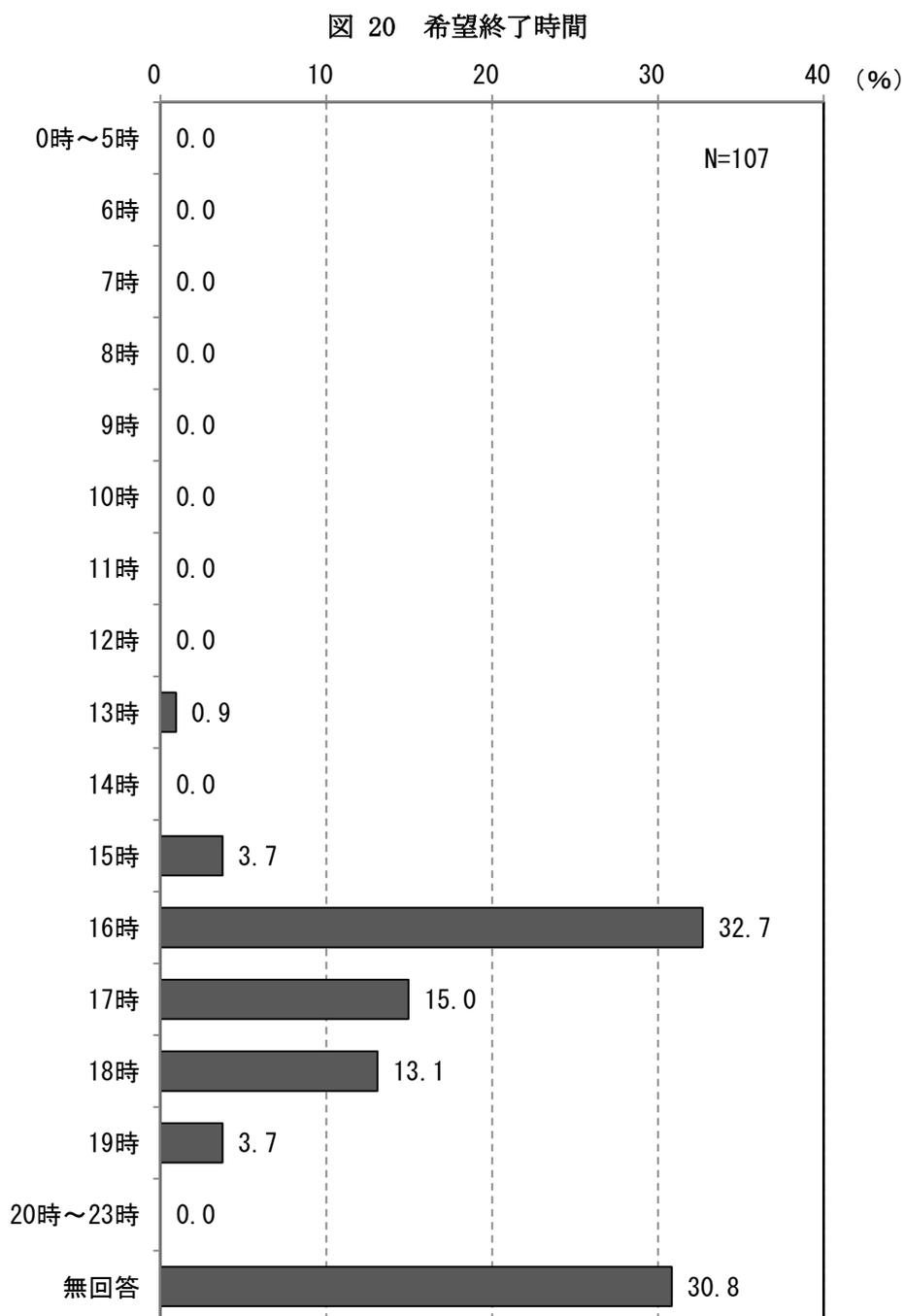
図 19 希望開始時間



イ. 希望終了時間

平日の定期的な教育・保育事業の希望終了時間をみると、「16時」が32.7%で最も多く、次いで「17時」の15.0%、「18時」13.1%といった順になっています。

また、「無回答」が30.8%みられます。

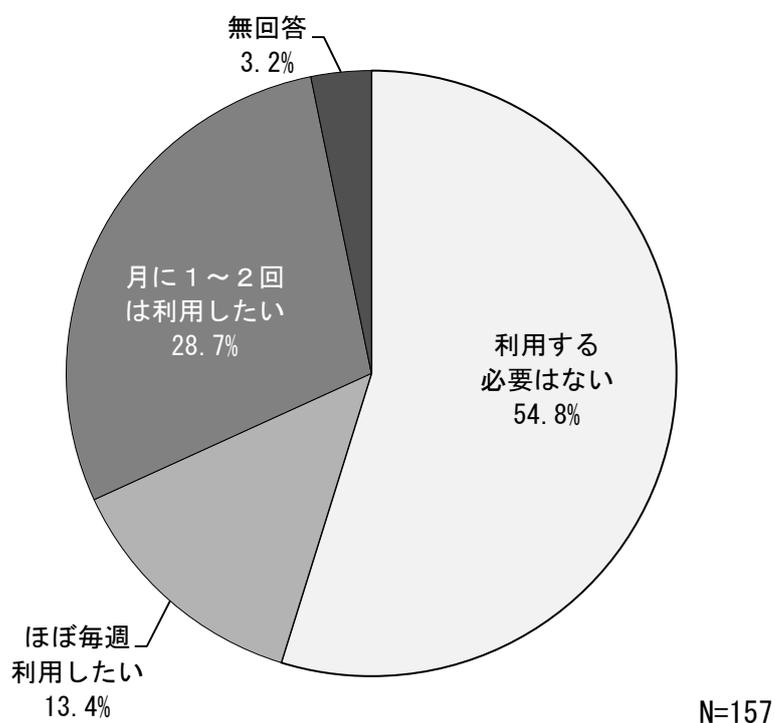


5) 土曜・休日・長期休暇の教育・保育事業の利用意向（就学前児童の保護者のみ）

ア. 土曜日の利用希望

土曜日の教育・保育事業の利用希望をみると、「月に1～2回は利用したい」28.7%、「ほぼ毎週利用したい」13.4%となっており、合計で約40%の方が土曜日の利用を希望しています。

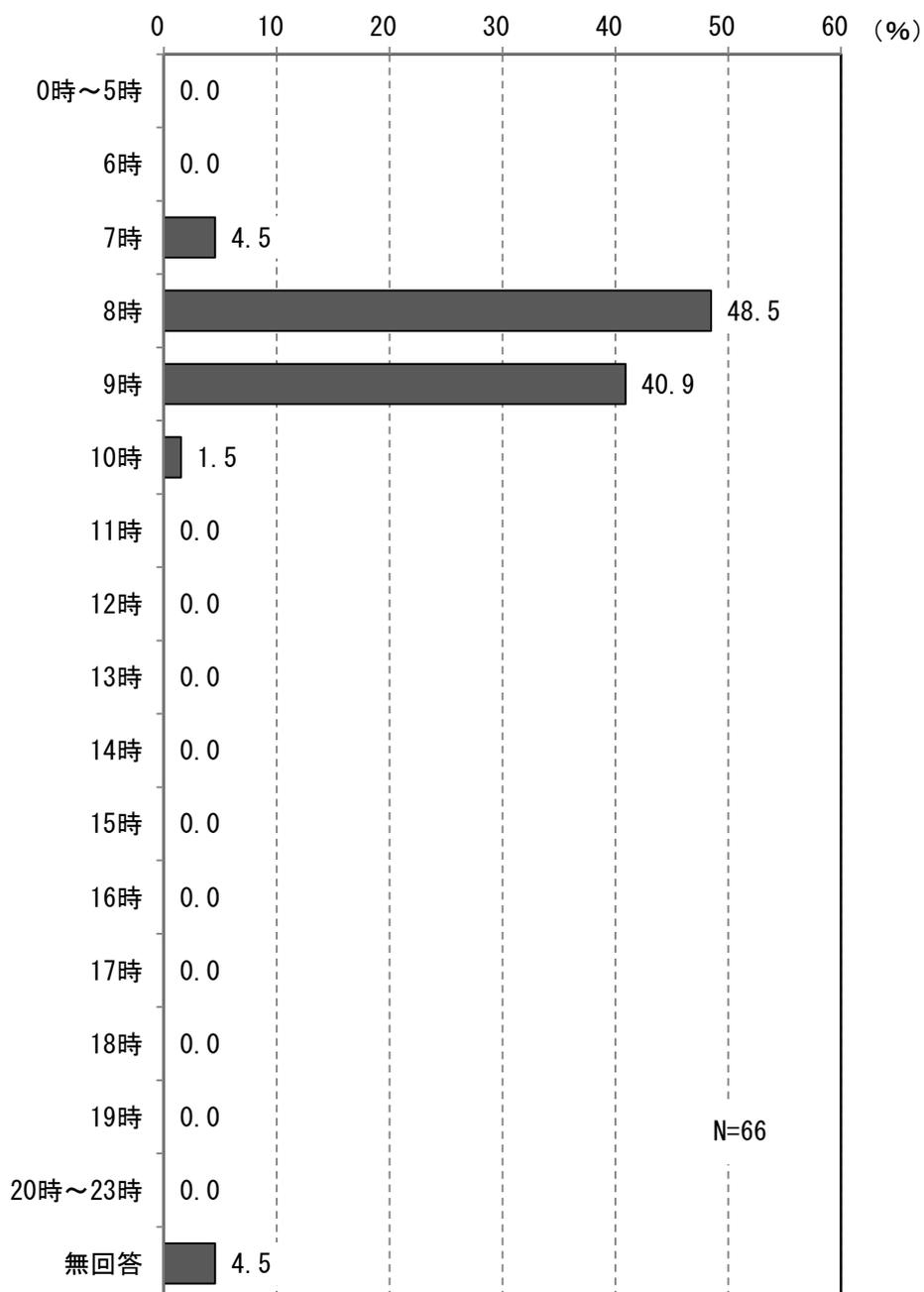
図 21 土曜日の利用希望



イ. 土曜日の利用希望開始時間

土曜日の教育・保育事業を利用したいと回答した保護者に聞いた、土曜日の利用希望開始時間をみると、「8時」が48.5%で最も多く、次いで「9時」40.9%といった順になっています。

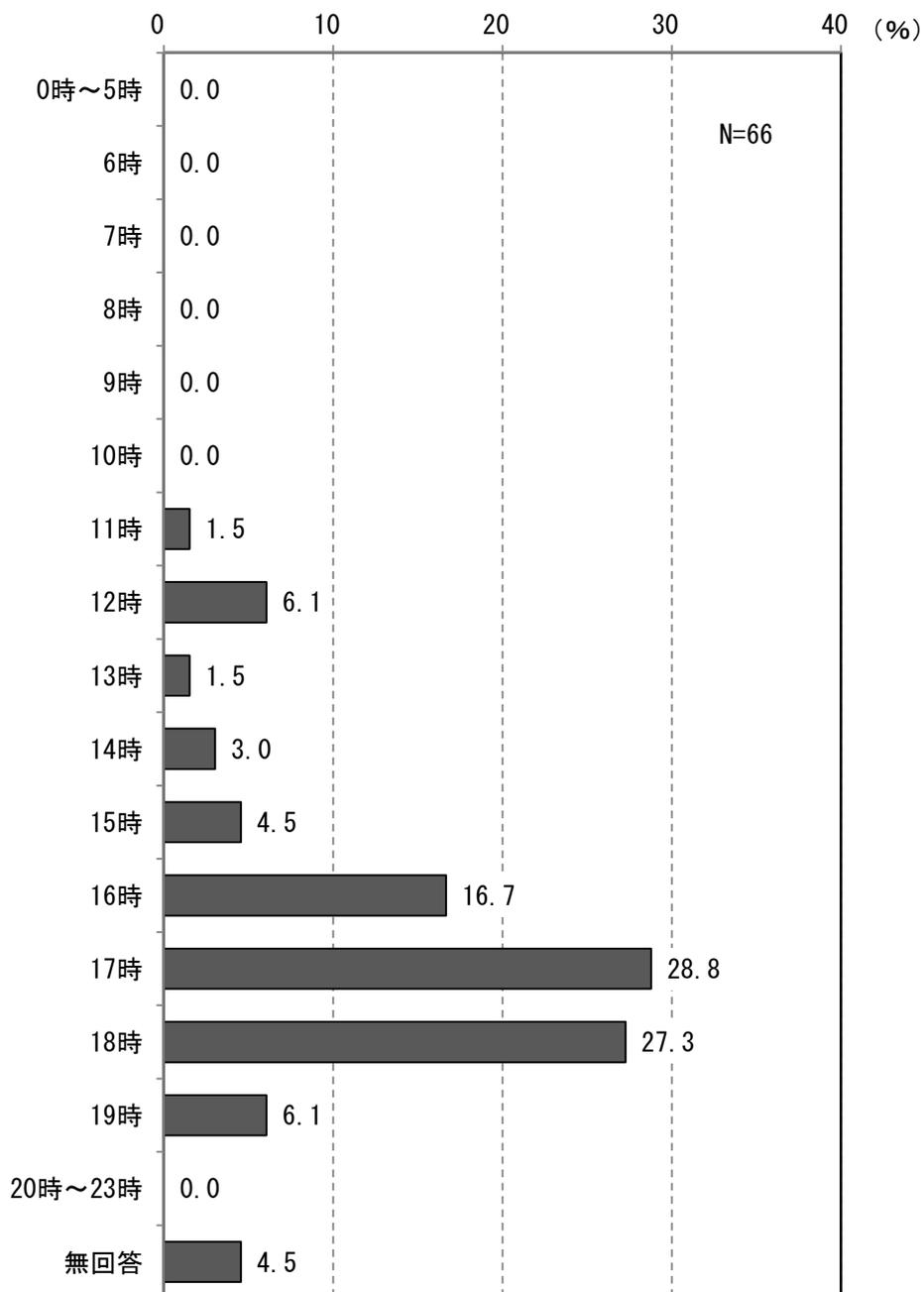
図 22 土曜日の利用希望開始時間



ウ. 土曜日の利用希望終了時間

土曜日の利用希望終了時間をみると、「17時」が28.8%で最も多く、次いで「18時」27.3%、「16時」16.7%といった順になっています。

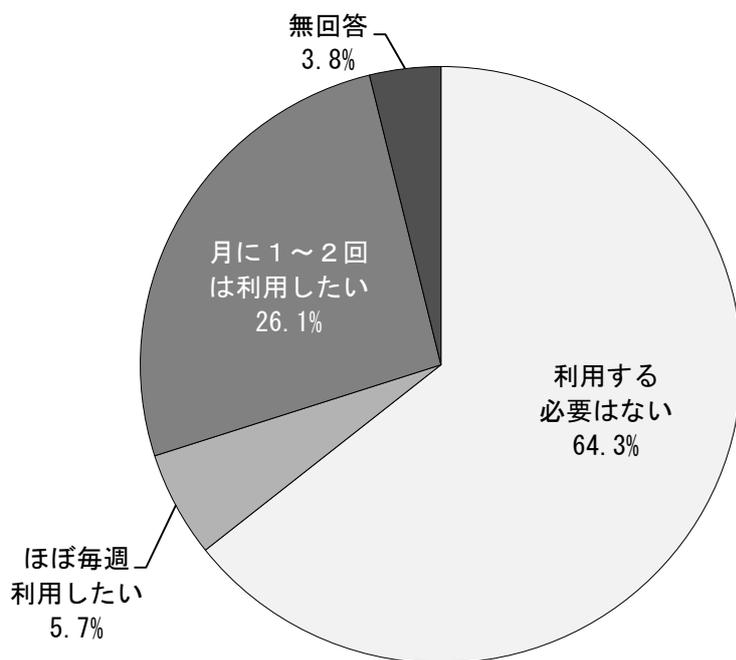
図 23 土曜日の利用希望終了時間



エ. 日曜、祝日の利用希望

日曜、祝日の教育・保育事業の利用希望をみると、「月に1～2回は利用したい」26.1%、「ほぼ毎週利用したい」5.7%となっており、合計で約30%の方が日曜、祝日の利用を希望しています。

図 24 日曜、祝日の利用希望

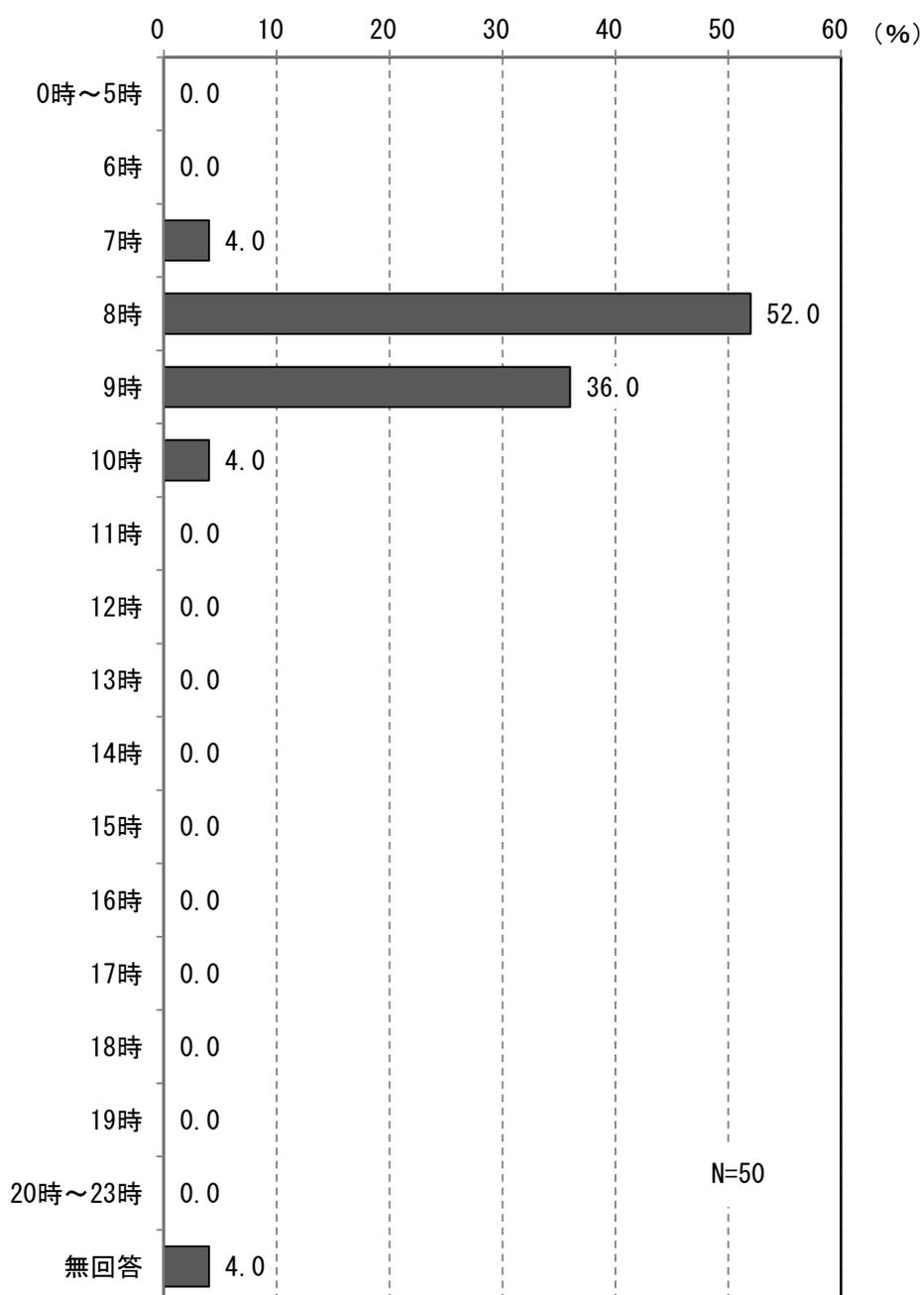


N=157

オ. 日曜、祝日の利用希望開始時間

日曜、祝日の教育・保育事業を利用したいと回答した保護者に聞いた、日曜、祝日の利用希望開始時間をみると、「8時」が52.0%で最も多く、次いで「9時」36.0%、「7時」と「10時」がともに4.0%となっています。

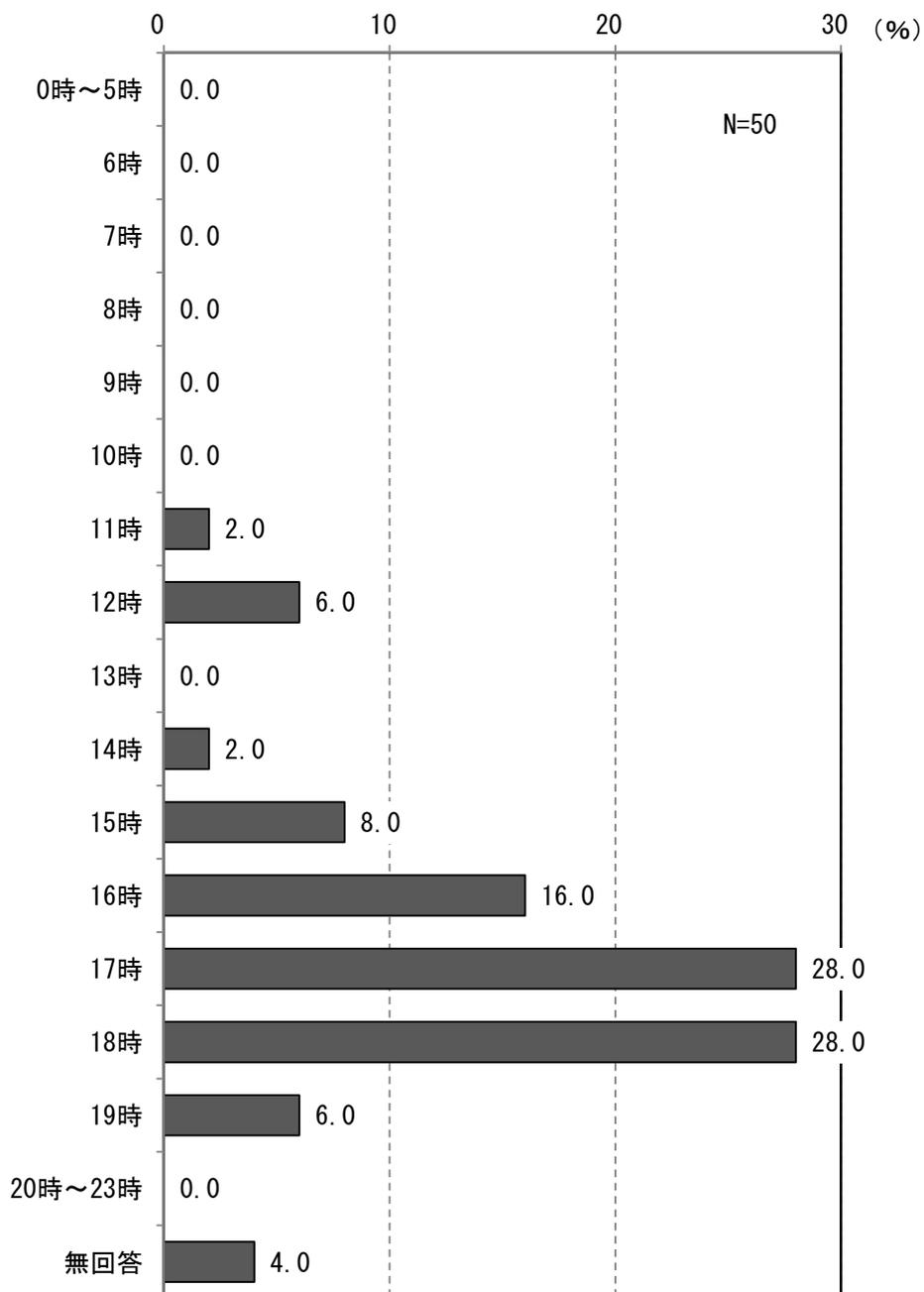
図 25 日曜、祝日の利用希望開始時間



カ. 日曜、祝日の利用希望終了時間

日曜、祝日の利用希望終了時間をみると、「17時」と「18時」がともに28.0%で最も多く、次いで「16時」16.0%、「15時」8.0%といった順になっています。

図 26 日曜、祝日の利用希望終了時間

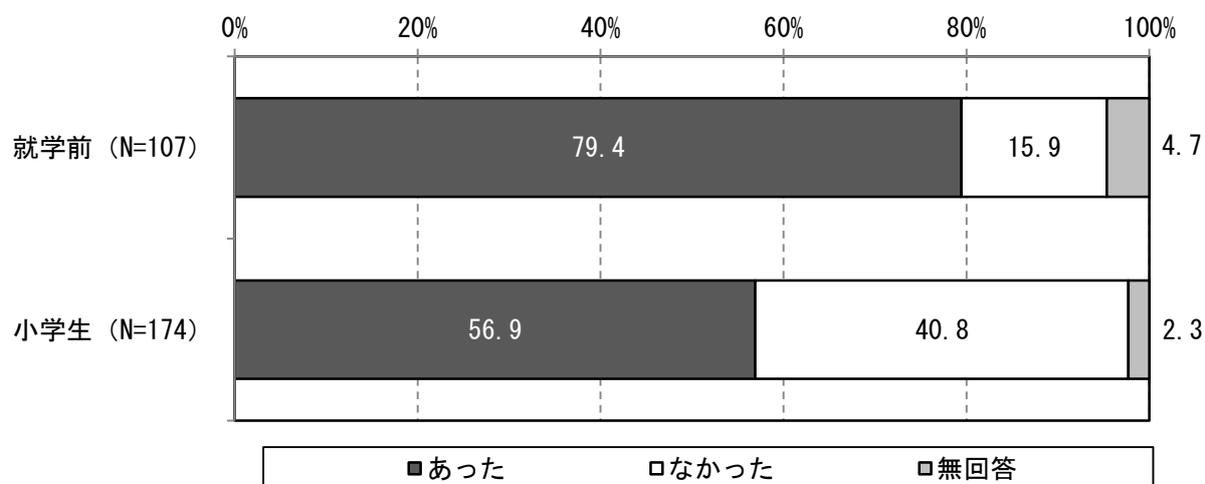


6) 病児・病後児保育事業の潜在ニーズ

ア. 病気やけがで、通常の事業が利用できなかったことの有無

病気やけがで、通常の事業が利用できなかったことの有無をみると、「あった」と答えた方が、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに半数を超える割合となっています。

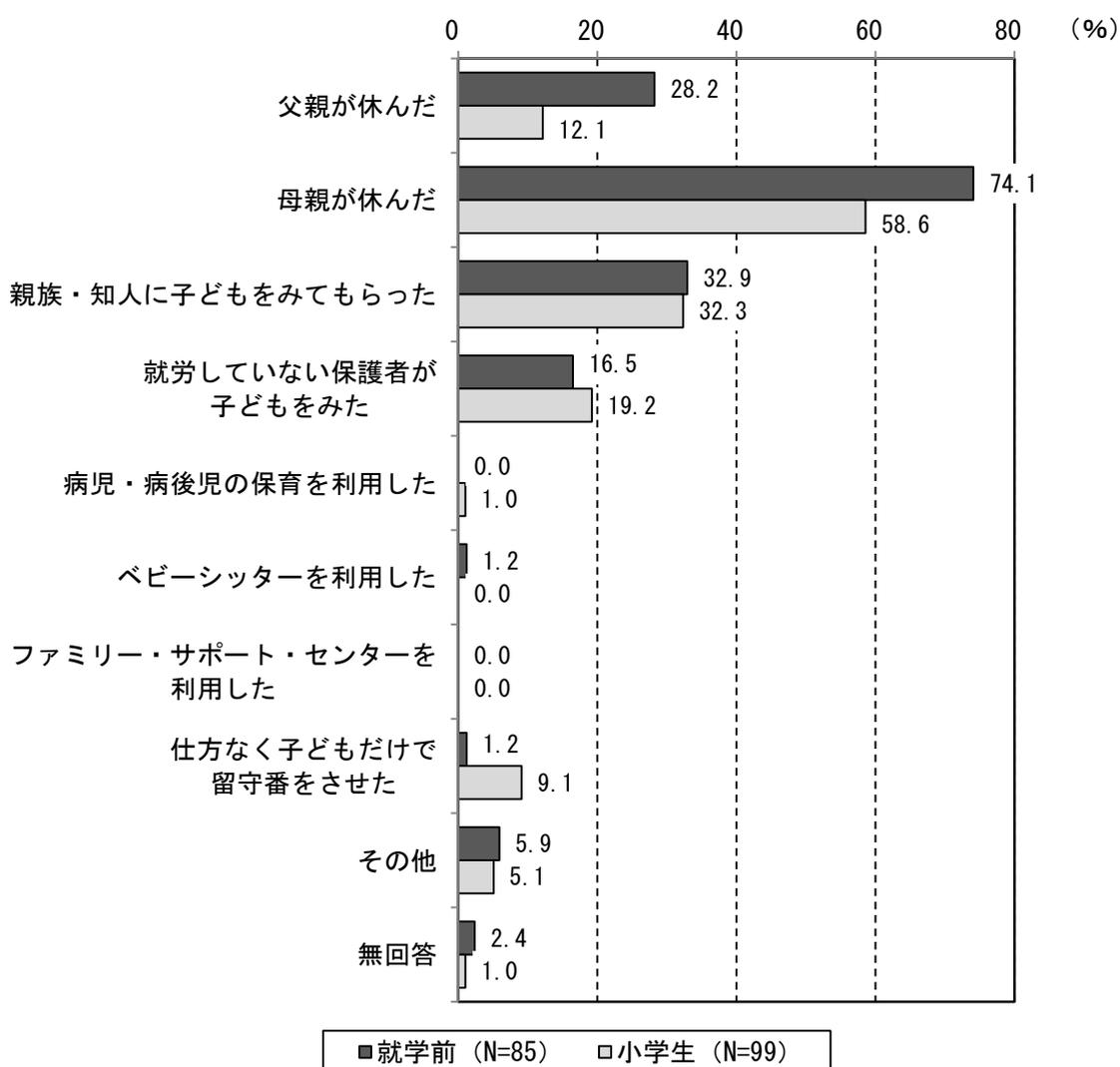
図 27 病気やけがで、通常の事業が利用できなかったことの有無



イ. この1年間の対処方法

病気やけがで、通常の事業が利用できなかったことがあったと回答した保護者に聞いた、この1年間の対処方法をみると、「母親が休んだ」が就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」という順になっています。

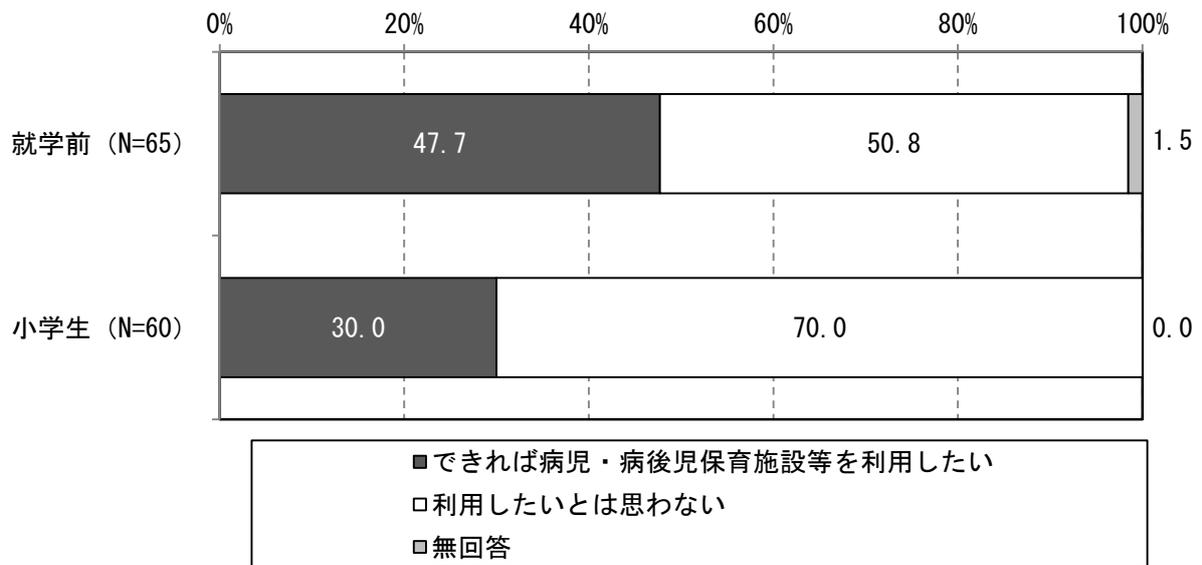
図 28 この1年間の対処方法



ウ. 父親、母親が休んだ人の病児・病後児保育施設利用意向

対処方法で父親、母親が休んだと回答した保護者に聞いた、病児・病後児保育施設の利用意向をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と答えた方は、就学前児童の保護者で47.7%、小学生の保護者で30.0%となっています。

図 29 父親、母親が休んだ人の病児・病後児保育施設利用意向



5 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

本町では、平成 22 年度から平成 26 年度を計画期間とした「湯沢町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、この計画に基づき次世代育成支援事業を展開してきました。

この後期計画では、計画期間内に達成すべき目標事業量を設定しており、その進捗状況は以下の通りとなっています。

表 19 目標事業量の達成状況

事業名	後期計画 目標事業量	平成 26 年度	達成率
通常保育	3 歳未満 70 人	60 人	85.7%
	3 歳以上 150 人	137 人	91.3%
へき地保育所	20 人	-	-
認定こども園	17 人	-	-
事業所内保育施設	1 施設	1 施設	100.0%
	15 人	4 人	26.7%
延長保育	19 人	15 人	78.9%
一時保育	300 日	240 日	80.0%
	2 か所	1 か所	50.0%
病児・病後児保育	776 人日	0 人	0.0%
学童クラブ	1 か所	1 か所	100.0%
	35 人	37 人	105.7%
ファミリー・サポート・センター	1 か所	1 か所	100.0%

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

本計画における基本的な考え方は、町として一貫した子育て支援を行っていくという観点から、次世代育成支援行動計画の内容を踏まえたものとしてします。

1 計画の基本理念

すべての子どもが生まれてきたことに喜びを感じ、健やかに成長できるよう、世代を超えてお互いに思いやりをもった支えあいができるあたたかい地域づくりを目指します。

『 あいさつのとびかう、

あたたかい地域で子育てし、

育ち合えるまち 』

2 計画の基本目標

基本理念に基づき、子どもが健やかに育ち、親が子育ての喜びを実感できるよう、社会全体で「子育て」と「子育て」を支援していくため、本計画の基本目標を次のように設定します。

1 子育て家庭の支援

2 子どもと母親の健康の確保と増進

3 子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備

4 支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進

3 計画の基本的な視点

本計画における事業は、次にあげる視点を踏まえ実施していきます。

① 子どもの視点

子どもの視点に立って考え、子どもの権利と利益を最大限尊重します。

② 次代の親づくりという視点

今の子ども達が親になったとき、子育ての喜びを味わいたいと思えるような、次代の親を育むための支援を家庭・学校・地域が一体となり推進します。

③ サービス利用者の視点

核家族化の進行等の社会環境の変化や、市民の価値観の多様化を踏まえ、すべての子どもと子育て家庭が安心して利用できる子育て支援を推進します。

④ すべての子どもと家庭への支援の視点

子育て家庭の孤立や負担感の増大などの問題を踏まえ、子育ての喜びが実感できるよう、すべての子どもと家庭への支援を推進します。

⑤ 社会資源の効果的な活用の視点

ボランティアや子育てサークル、地域で活動する人や団体等と連携して子育て支援を推進します。

⑥ サービスの質の視点

安心してサービスを利用できる環境を整備するために、人材の資質の向上をはじめ、情報公開やサービス評価等の取組みを進めます。

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定に際しては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定するものとします。

本町においては、子ども・子育て支援法制定前より、上記にあるような状況を勘案し、統合文教施設整備計画（湯沢学園構想）を進めてきており、平成26年度には町内の全小学校及び中学校を1施設に統合した湯沢学園が開校し、平成28年度には、同じ敷地内に町内の全保育園を統合した認定こども園の開園を予定しています。これらのことから本町における教育・保育提供区域は、全町を1つの区域として設定します。

2 計画年次における推計児童人口

計画各年次における児童人口の推計を行いました。推計結果は以下のとおりとなっています。

表 20 計画各年次の推計児童人口（人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	43	41	41	41	40
1歳	43	43	42	41	41
2歳	42	44	44	42	42
3歳	61	45	47	47	46
4歳	51	59	44	46	46
5歳	47	51	59	43	46
6歳	49	48	51	59	44
7歳	57	48	46	51	59
8歳	58	57	47	46	51
9歳	59	57	57	47	46
10歳	54	58	57	57	47
11歳	59	52	58	57	55
合計	623	603	593	577	563

3 各施策の展開

本町における子ども・子育て支援施策について以下に示します。

子ども・子育て支援法上、計画に定めることとされているもの（☆がついているもの）については、量の見込み等について記載してあります。

基本
目標

1

子育て家庭の支援に関すること

就学前の子どもに対する教育・保育（☆）

就学前の子どもに対する教育・保育については、保育園（平成28年4月以降は認定こども園）と家庭との緊密な連携のもと、子どもの状況や発達のプロセスを踏まえ、養護と教育が一体となった総合的な支援を実施していきます。また、保育士を対象とした研修を計画的に実施し、提供する教育・保育の質の向上に努めていきます。

新制度においては、就学前の子どもが教育・保育の提供を希望する場合、保育の必要性（家庭での保育が可能かどうか）に応じて認定を受けることになるため、その認定の区分に応じた見込み量と確保方策を以下に示します。

※ 認定区分は次のとおりです。

認定区分		対象事業
1号	満3歳以上で、家庭での保育が可能な就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号	満3歳以上で、親の就労等により、家庭での保育ができない就学前の子ども	幼稚園 保育園・認定こども園
3号	満3歳未満で、親の就労等により、家庭での保育ができない子ども	地域型保育 保育園・認定こども園

表 21 教育・保育の見込み量、確保方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号	見込み量	47人	46人	45人	41人	41人
	確保量	47人	46人	45人	41人	41人
2号	見込み量	109人	106人	103人	93人	94人
	確保量	109人	106人	103人	93人	94人
3号	見込み量	34人	34人	34人	33人	33人
	確保量	34人	34人	34人	33人	33人

(確保方策)

平成 27 年度については、区域内に幼稚園機能を持つ施設がないため、1号認定の子どもについては、子ども・子育て支援法の規定に従い、特例的に保育園で預かることで対応します。

平成 28 年度以降については、平成 28 年度に区域内にある4つの町立保育園を統合し、幼稚園機能も備えた認定こども園が開園することから、同施設において1～3号認定の子どもすべてに対応します。

時間外保育事業（延長保育事業）（☆）

保育園（平成 28 年4月以降は認定こども園）において、通常の保育時間以外の時間に保育を行う事業です。

表 22 時間外保育事業の見込み量、確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	20人	20人	20人	20人	20人
確保量	20人	20人	20人	20人	20人

※ここに示す見込み量は、18時以降の利用についての意向を基に算出しています。

(確保方策)

現在、18時以降の保育については、18時半まで実施しており、必要と認められる子どもの受け入れを行っています。

他市町村に通勤している保護者や、サービス業を中心としている本町の就労形態などを考慮し、平成 28 年度の認定こども園開園後は、朝夕の時間の拡充を図っていきます。

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）（☆）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後等において適切な遊びや生活の場を提供することにより、子どもの健全な育成を図るための事業です。

平成26年度までは、小学3年生までを対象としていましたが、平成27年度からは、対象を小学6年生までに拡充して実施します。

平成27年12月からは湯沢学園内に完成する新しい専用施設で実施し、実施時間の拡充や長期休暇中のみの利用受け入れなど、サービスの充実を図ります。

また、小学校の余裕教室の有効活用や、放課後子ども教室の実施、一体化を視野に入れ計画的に事業を推進します。

※ 放課後子ども教室・・・地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業

表 23 放課後児童健全育成事業の見込み量、確保方策

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	見込み量	44人	41人	38人	42人	41人
	確保量	44人	41人	38人	42人	41人
高学年	見込み量	50人	49人	50人	47人	43人
	確保量	10人	15人	15人	15人	15人

（確保方策）

高学年において見込み量と確保量に差が生じていることについて、これまで小学3年生までを対象として行っていたときの実績をみると、学年が上がるにつれて入所申込数が少なくなっていく傾向にあることから、実際に高学年を対象として申し込みを取った際の実績は、上記に示す見込み量ほど多くはないと考えられることから確保量を上記の値としています。

子育て短期支援事業（ショートステイ）（☆）

保護者の病気や就労、その他身体上もしくは精神上または環境上の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる事業です。

表 24 子育て短期支援事業の見込み量、確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	43 人	43 人	42 人	39 人	39 人
確保量	—	—	—	—	—

（年間の利用延べ人数）

（確保方策）

町で子育て短期支援事業は行わず、ファミリー・サポート・センター事業や近隣市町村と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）（☆）

親子で集えるひろば事業や相談事業、育児講座、情報提供など、様々な子育てサービスを提供する事業です。

本町においては、平成 27 年度に新しい子育て支援センターが完成します。この新しい施設は、保育園から中学校まで一貫した教育を行う湯沢町統合文教施設「湯沢学園」内に設置されるため、その立地を活かし保育園入園前の子どものみならず、町のすべての子育て家庭を対象とした「湯沢町総合子育て支援センター（仮称）」として、様々な支援事業を拡充する予定です。

表 25 地域子育て支援拠点事業の見込み量、確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	564 人	564 人	559 人	546 人	542 人
確保量	564 人	564 人	559 人	546 人	542 人

（年間の利用延べ人数）

（確保方策）

平成 27 年度に新しい施設が完成することにより、これまでは町内の他の施設を借りて実施していた「ひろば事業」が、専用施設で実施できるようになることを活かして、開所日数や時間の拡充を図るとともに見込み量の確保に努めます。

第4章 施策の展開

一時預かり事業（☆）

一時預かり事業については、以下の2種類のタイプに分けて記載します。

① 一般型

保護者の怪我や病気等により、一時的に家庭での保育が困難となった時に対応するための一時預かり事業です。

表 26 （一般型）一時預かり事業他の見込み量、確保方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量		332 人	327 人	320 人	300 人	301 人
確保量	一時預かり事業	265 人	261 人	256 人	240 人	240 人
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児事業を除く)	67 人	66 人	64 人	60 人	60 人

(年間の利用延べ人数)

(確保方策)

受け入れ人数の拡充等を図りながら、基本的には、子育て支援センターで実施する一時預かり事業で対応します。一時預かり事業では対応できない時間帯等については、地域の中で助け合いながら子育てをするボランティア活動であるファミリー・サポート・センター事業で対応できるよう普及促進に努めます。

② 幼稚園型

幼稚園を利用している子どもが、通常の預かり時間を延長する場合などの際に対応するための一時預かり事業

表 27 （幼稚園型）一時預かり事業の見込み量、確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	7,625 人	7,463 人	7,300 人	6,651 人	6,651 人
確保量	7,625 人	7,463 人	7,300 人	6,651 人	6,651 人

(年間の利用延べ人数)

(確保方策)

平成 27 年度は、町内に幼稚園機能を持った施設がありませんが、幼稚園を利用する子ども(1号認定)については、特例的に保育園で預かることで見込み量の確保に努めます。

平成 28 年度以降については、町内にある4つの町立保育園を統合し、幼稚園機能も備えた認定こども園が開園することから、同施設にて対応します。

病児保育事業（☆）

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業です。

表 28 病児保育事業の見込み量、確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	58 人	57 人	56 人	52 人	52 人
確保量	58 人	57 人	56 人	52 人	52 人

(年間の利用延べ人数)

（確保方策）

町立湯沢病院と連携を図り、平成 27 年度から病児保育事業を行う予定です。

ファミリー・サポート・センター事業（就学児）（☆）

ファミリー・サポート・センター事業は、「子育てを支援してほしい人」と「子育てを支援してくれる人」が地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の有償ボランティア活動です。

ここでは、就学児における見込み量と確保方策を示します。

表 29 子育て援助活動支援事業（就学児）の見込み量、確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(年間の利用延べ人数)

（確保方策）

見込み量は、ニーズ調査において「放課後に子どもをすごさせたい場所」という設問の中で「ファミリー・サポート・センター」を選択した方の割合などを基に算出しており、その結果は上記に示すとおり各年度 0 人となっていますが、就学児について、保護者の怪我や病気等により一時的に家庭での保育が困難となった時への対応や、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）で対応できない時間等についての対策として、ファミリー・サポート・センター事業の周知等、普及促進が必要であると考えます。

利用者支援事業（☆）

子どもや保護者等が状況に応じた選択に基づき、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう町の窓口などで支援を行う事業です。

表 30 利用者支援の見込み量、確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	1 か所				
確保量	1 か所				

（確保方策）

平成 27 年度中に完成する、新しい子育て支援センターにおいて、利用者支援事業を充実させる予定です。

また、町広報はもとより、子育て支援専用ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の活用など、多様な方法による情報提供についても強化を図ります。

障がい児保育

障がいのある子どもの人数や障害の状況等に応じて、保育園や認定こども園における保育士の人数を増やし、障がい児保育の実施体制を確保します。

土曜・休日の保育事業

就労形態の多様化や観光産業に従事する保護者が多いという本町の特性から、平成 25 年度に行ったニーズ調査の結果では、土曜日については、1日あたり約 20 人、日曜・祝日の休日においては1日あたり 10～20 人前後の利用が見込まれる結果となっています。

土曜保育については現在も実施しておりますが、今後は平日の保育時間と同程度まで時間の拡充などを図っていきます。

休日保育の実施には、保育士等のシフト体制を構築する必要があるため、現在の4つの保育園が統合され、人的体制が整う平成 28 年度以降、速やかに事業が開始できるよう検討を進めます。

地域ぐるみの健全育成活動

小中学校、PTA、民生委員・児童委員、青少年育成指導員等との連携のもと、あいさつ運動を継続するとともに、活動の活発化を目指した実施内容の検討を行っていきます。

子育て支援のネットワークづくり

すべての子どもと家庭を支援するために、「湯沢町要保護児童対策地域協議会」による関係機関等の連携とともに、町内会・老人クラブ・子育てサークルなど地域の組織や各種団体とのネットワークの構築に取り組みます。

子育てマップや子育てガイドブック、子育てカレンダー等を作成・配布し、子育て支援サービスや母子保健事業等の周知、仲間づくりや社会参加の機会の拡充を図ります。

町広報はもとより、子育て支援専用ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の活用など、多様な方法による情報提供を強化します。

乳幼児健診や育児相談をはじめ、母子保健事業での効果的な情報提供に努めます。

関係機関や団体等との連携を強化し、効果的な情報提供に取り組みます。

子育てサークルへの支援をはじめ、自主活動グループの育成と連携に努めます。

地域交流活動

運動会や文化祭など、各地区の地区館活動を推進し、世代間交流や異年齢児交流の場を創ります。

地域の各種団体等との連携のもと、小中学校や保育園における地域活動の充実を図ります。

子どもを対象とした相談体制

いじめや不登校など学校関連の相談窓口として、子ども電話相談の周知を強化します。

夏休み・冬休み・春休み期間に子ども向け人権相談を開催するなど、子ども本人や保護者を対象とした相談体制の充実に取り組みます。

育児・介護休業制度の普及啓発

町広報や町ホームページの活用による育児・介護休業制度の普及を図ります。

公共職業安定所や商工会等との連携のもと、企業等への普及啓発活動に努めます。

働き方の見直しについての意識啓発

町広報等を活用し、父親・母親ともに仕事中心の考え方を改め、家庭生活や地域活動等へ積極的に参画していくという意識の啓発を行います。

妊婦に対する健康診査（☆）

町では、妊娠中の身体の異常を早期に発見するため、また、妊婦の健康管理が適切におこなわれ、すこやかな出産を迎えるための環境整備を図ることを目的に、定期健康診査にかかった費用を助成しています。今後も助成事業を継続していきます。

表 31 妊婦に対する健康診査の見込み量、確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	630 人	602 人	602 人	574 人	560 人
確保量	630 人	602 人	602 人	574 人	560 人

(年間の利用延べ人数)

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業（☆）

① 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげ、乳児の健全な育成環境の確保を図っています。今後も事業を継続していきます。

表 32 乳児家庭全戸訪問事業の見込み量、確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	43 人	41 人	41 人	41 人	40 人
確保量	43 人	41 人	41 人	41 人	40 人

② 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っています。今後も事業を継続していきます。

表 33 養育支援訪問事業等の見込み量、確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	27 人	25 人	25 人	25 人	25 人
確保量	27 人	25 人	25 人	25 人	25 人

母子健康手帳の交付

手帳の交付が、出産や育児など母子保健事業との最初のかかわりとなる重要なタイミングと捉え、妊娠中の健康管理や過ごし方等の情報提供や相談の充実、仲間づくりの支援に努めます。

乳幼児健康診査の充実

医師・保健師・栄養士・保育士・母子保健推進委員・歯科衛生士など、多職種のスタッフによる乳幼児健診を実施し、発育や発達等のチェックを行っています。

関係機関と情報共有し連携を図りながらチーム支援を実施していきます。

未受診者の把握とともに、フォロー体制の強化を図ります。

乳幼児の健康教室・健康相談・指導

発達に遅れのみられる子どもや、親子関係などに課題がみられる家庭など、各種の子育て支援事業で把握された親子の療育事業として、健康教室（親子遊び教室）、健康相談（ことばの相談会）などを実施しています。

今後も、フォローが必要な子どもや家庭の状況等を把握しながら、必要な支援体制について、関係機関と連携を図りながら実施に取り組みます。

予防接種の実施

感染のおそれがある病気から子どもたちを守るため、予防接種法で定められた予防接種を実施しています。未接種者の把握と接種勧奨に努めます。

子どもの事故予防

町広報等の活用による子どもの安全への意識啓発や、事故発生時の応急処置や蘇生術の普及に向けた学習機会の充実を図ります。

食育講座の実施

子どもの年齢に応じて楽しく食べる子どもに育つよう、就学前の子どもと保護者を対象に、保健センター、子育て支援センター、食生活改善推進委員等が連携して開催する食育講座の充実を図ります。

乳幼児健診の場を活用した食育教育の実施など、多くの方が食育への理解が深まるよう工夫を行います。

保育園・小中学校における食育

給食だよりや給食サンプル、試食会等を通じて、子どもや保護者に食に関する正しい情報や、生活習慣病予防の周知を行います。

ゆとりをもって食べる楽しさ、尊さが感じられる給食の体制づくりに努めます。

地元産米の使用など地場産物使用率を高め、郷土料理等を取り入れます。

保育園では、年少以上への主食提供や、保育士、調理員、栄養士、食生活改善推進委員等が連携して、体験型の食育事業を実施していきます。

小中学校では、学校栄養教諭や栄養職員による食育の時間を設け、効果的な食育学習や生活習慣の改善に取り組みます。

地域における食育

生産者団体等との連携による農業体験の充実に努めます。

旬の地場産物や家庭の味を見直す料理講習会を公民館や地区の集会所等で開催します。

町広報等を通じて、食の安全・安心に関する情報を提供します。

保健指導体制の充実

保育園（認定こども園）と小中学校とが連携し、保健指導の情報交換や資質向上のための研修を行い、指導体制の充実に努めます。

学校、家庭、地域が連携して健康づくりを考える組織として設置された地域学校保健委員会が中心となって、子どもたちが生涯を通じて、健康で安全な生活を送ることができる力を身に付けるよう指導していきます。

小児医療体制の確保

湯沢町保健医療センターをはじめ、関係機関との連携のもと、小児医療体制の確保、充実に努めます。

母子医療における経済的支援

町広報や町ホームページの活用、関係団体等との連携などを通じて、母子医療における各種助成制度の普及を図ります。

妊産婦医療費助成

妊婦および産後1か月まで、通院・入院にかかる医療費を助成します。

子ども医療費助成

0歳から高校卒業まで、通院・入院にかかる医療費を助成します。

特定不妊治療費助成

不妊治療のうち、体外受精および顕微授精について、5年を上限に、単年度あたり2回を限度に1回につき10万円まで助成します。

自立支援医療費（育成医療）

身体に障がいのある児童に対して、指定育成医療機関において、生活能力を得るために必要な医療費を給付します。

未熟児養育医療

未熟児に対して、指定医療機関において、出生から1歳の誕生日前日までの入院治療費を助成します。

小児慢性特定疾患医療費助成

小児慢性特定疾患の医療費の自己負担分を助成します。

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の通院・入院にかかる医療費を助成します。

子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備に関すること

現在本町では、平成22年度に本町の保育・教育の課題を検討するために設置された湯沢町文教施設整備委員会がまとめた「湯沢町統合文教施設検討結果報告書」の内容に沿って統合文教施設整備計画（湯沢学園構想）が進められており、全国でも例の少ない保・小・中一貫教育を行う「湯沢学園」の整備を行っています。

これまでに、平成26年4月には湯沢学園の小学校と中学校までが開校していますが、平成28年4月に、今ある4つの保育園を統合した「湯沢認定こども園」が開園することで湯沢学園のすべてが完成することとなります。今後、本町の保育・教育行政はこの湯沢学園を中心に進められることとなります。

保育体験活動の推進

次代の親となる児童生徒を対象に保育園児とふれあう機会（保育体験学習）を提供し、幼児への理解と生命の大切さ、思いやりの心を育むとともに、父性や母性の意識の向上に努めます。

母子保健事業を通じた子どもを産み育てることの意識の啓発

母子保健事業における学習機会を通じて、子どもを生み育てることの意識を啓発します。

学力向上に向けた指導体制の充実

小・中一貫教育の利点を活かしながら、指導体制の充実を図ります。また、県教育委員会との連携も図りながら人的配置に努めていきます。

教職員の負担を軽減し、多くの児童生徒と向き合う時間を確保する観点から、地域スポーツ人材（外部指導者）の活用等を推進します。

豊かな心の育成

生徒が悩みなどを気軽に話せ、ストレスを和らげ心のゆとりを持てるような環境を提供するため、心の教室相談員を配置します。道徳授業の充実とともに、学校行事や活動の中で道徳的感性を育てる機会を創ります。

健やかな体の育成

登山・キャンプ・米づくり等を通じて、子どもに生きる力を培うとともに、仲間と目標に向かって、粘り強く、やり遂げる力を身につけるための体力・気力の向上に努めます。

スキーリフト等共通乗車証の発行や、ジュニアスキー選手の育成など、地域の自然環境を活かした取り組みを推進します。

信頼される学校づくり

湯沢学園は学校運営協議会（コミュニティースクール）を設置し学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めていきます。

PTAとの協力体制を強化し、家庭・地域・学校・保育園における連携の充実に繋げていきます。

地域への情報発信、地域の人材活用、地域行事への参加など、学校と地域との連携強化に取り組みます。

基本的な生活習慣の確立や健康づくりの推進

健康づくりや食育を推進する観点から、学校との連携による保健事業の充実に努めます。

家庭教育の推進

心豊かな子ども達を育てるための育児講座や親子遊び、赤ちゃんの日常の健康管理等を学ぶ、「赤ちゃんひろば」を実施します。

親子の交流や自主活動、親子遊び指導、育児相談など、親子のふれあいの場を提供する「子どもひろば」を実施します。

心豊かな子ども達を育てる絵本活動や、親への読み聞かせ指導を行う「絵本のひろば」を実施します。

子育て応援ポータルサイトを設置し、子育て支援関連に特化した情報の提供を推進します。

読書活動の基盤づくりや親子の絆を深めるために、ブックスタート事業を推進します。

子どもの年齢に応じた家庭教育手帳を配布するなど、家庭での学習習慣化を支援します。

地域の教育力の向上

小中学校のPTA役員、保育園保護者、学校及び保育園関係者で組織するPTA連絡協議会で、行事への協力、交通安全教室や救急法講習会の開催、あいさつ運動などに取り組みます。

地域の子どもの健全育成や家庭の教育力向上を目指して、PTA保護者の参加によるPTA研究集会を開催します。

体育協会やスポーツ少年団等への活動支援、総合型地域スポーツクラブの育成など、スポーツを通じた地域の教育力の向上に努めます。

運動会、文化祭、スキー大会など、地区館事業や地域の行事等を通じて、子どもと地域の様々な人が触れ合える機会を充実させます。

支援が必要な子どもと家庭への取り組みの推進

本町では、町の子育て支援に関係する事務事業を一元化し、様々な立場にある子どもとその家庭、湯沢学園（保・小・中）への総合的な支援を関係機関とともに行い、すべての子どもがその個性に合わせた適切な環境と学びの場で、健やかにたくましく、それぞれが持てる力を最大限に発揮しながら成長することを目指します。

統合文教施設整備計画（湯沢学園構想）では、現在建設中の認定こども園棟（平成27年11月末完成予定）に、本町の子育て支援関連業務を集約した、「湯沢町総合子育て支援センター（仮称）」（以下、「子育て支援センター」といいます。）を設置し、子育て支援に関係するあらゆる業務を一元的に行うことのできる体制を構築します。

子どもの人権や児童虐待防止に関する啓発活動の推進

町広報やポスター等を活用した継続的な啓発活動を行います。

全戸に児童虐待防止啓発パンフレット等を配布するなど、児童虐待防止に関する町民の意識高揚を図ります。

子育てに関する正しい知識の普及と虐待の早期発見

母子健康手帳交付時の面接、新生児訪問、乳幼児健康診査、保健センターへの電話相談や来所相談など、様々な母子保健事業を通じて、子育てに関する情報提供や正しい知識の普及を図ります。

出産後の母親の精神状態をチェックする「エジンバラ産後うつ尺度」や、母親の子育て状況、子育てに関する意識を点数化する「いきいき子育て尺度」等を導入し、育児困難家庭の早期発見を行います。

育児困難家庭への早期対応

早期支援が必要と判断された家庭に対して、保健センターや子育て支援センター等が連携して、母子保健事業や子育て支援サービスを支援目標に応じて、組み立て実施していきます。

保育園や小中学校など関係機関による子育て支援連絡会を定期的に関催し、支援が必要と思われる親子や家庭の情報を共有するとともに、児童相談所など専門機関との連携による早期対応を行います。

児童相談に関する相談体制の充実

保健センター、子育て支援センター、保育園、小中学校など、子どもと家庭に関わるすべての機関で相談が可能な体制を確保し、連携を図ります。

こころのケアへの対応を強化するために、臨床心理士など専門職の人材確保に努めます。

要保護児童対策地域協議会による支援の推進

児童福祉法に基づき平成19年に設置した「湯沢町要保護児童対策地域協議会」において、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を開催し、関係機関の連携を確保します。

個別ケース会議を中心に、保護や支援の必要な子どもや家庭への具体的な支援内容を検討し、早期対応に繋がります。

小学生や保護者を対象とした児童虐待・いじめ等の暴力防止教育の実施

エンパワーメント、人権意識、コミュニティを理念とする子どもへの暴力防止/人権教育プログラム(CAP)の実施など、子どもや保護者、教職員を対象とした学習機会の充実に努めます。

ドメスティックバイオレンス(DV)防止に関する啓発と被害者への支援

町広報によるDV防止に関する周知や、各種手続き時に相談機関の紹介を行うなど、情報提供を強化します。

県男女共同参画推進センター、警察署などの関係機関との連携のもと、早期対応体制の強化に努めます。

母子保健事業を通じて、DVの早期発見を行うとともに、早期対応に向けた関係機関との連携を強化します。

安心して子育てができる仕組みづくり

子育て中の親が孤立しないよう、地域の人による声かけや見守り、行事をはじめ地域の人と触れ合える機会づくりなど、人の繋がりがあるまちづくりや、地域全体で子育てを応援するまちづくりを進めます。

子育て応援ポータルサイトを設置し、子育て支援関連に特化した情報の提供を行うことで、子育て世代への様々なサポートを強化します。

ひとり親家庭の生活安定に向けた自立支援の充実

母子自立支援プログラムなど、国や県の支援制度に関する情報提供を強化します。
民生委員・児童委員をはじめ、関係機関との連携のもと、相談体制の充実を図ります。

障がいに関する正しい知識の普及

障がいの内容や当事者組織の活動など、多様な情報を提供し、障がいに関する正しい普及を図ります。

障がいの早期発見・早期対応

子育て支援センターを中心に医師・歯科医師・保健師・栄養士・保育士・母子保健推進員・歯科衛生士など、多職種のスタッフによる乳幼児健診を実施し、発育や発達等のチェックを行い、関係機関と情報共有し連携を図りながらチームでの支援に努め、障がいの早期対応に繋がります。

障がいのある児童に対する教育・指導体制の充実

小中学校への特別支援学級・通級指導教室等の設置や介助員の配置を行い、障がいのある児童生徒の教育環境を確保します。

特別支援学校との連携のもと、教育相談体制の更なる充実を図ります。

特別支援教育の関係者等で組織する就学支援委員会において、就学に関する支援を行います。

障がいのある子どもをもつ親への支援

親の会の紹介や親同士の情報交換、交流機会の提供など、障がいのある子どもをもつ親への支援を行っていきます。

特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給を行います。

第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 取組方針

本計画は、本町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組んでいく必要があります。

また、子育て支援は社会全体で解決する問題であるという視点から、本町のすべての家庭や事業主、子育て支援活動をしている団体をはじめとした、町民一人ひとりが行政と協力して計画を推進します。

2 庁内推進体制

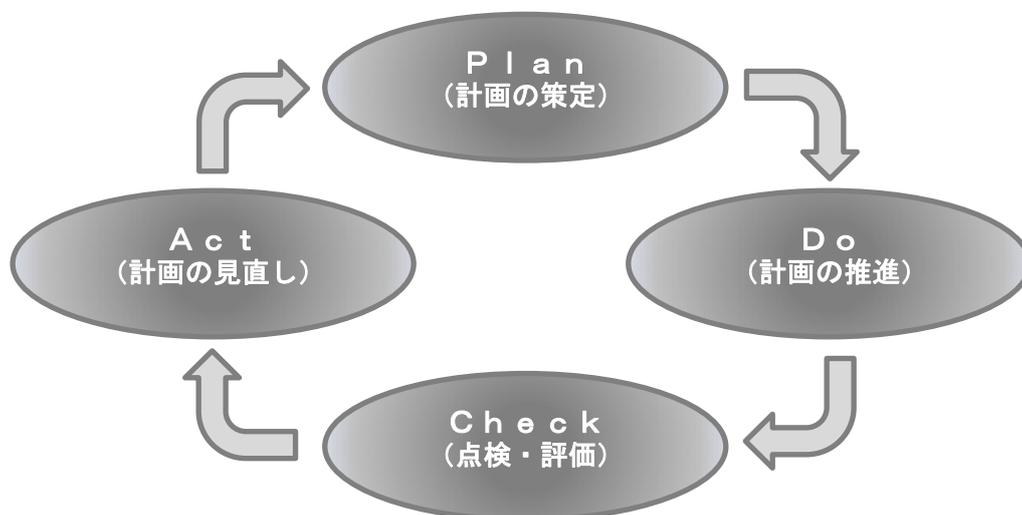
庁内の関係各課が事業実施に伴う調整等を行い、毎年度の計画実施状況の把握と検討を行います。

3 計画の進捗管理と点検・評価

本計画の推進に当たっては、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検・評価し、その結果をその後の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

そこで、庁内の関係各課の連携の基に、毎年度実施状況を把握・点検し、各施策を総合的かつ計画的に推進します。(PDCAサイクルの実施)

また、本計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、利用者の視点に立った声を生かせるように意見聴取を求め、計画の実効性や見直しの検討に努めます。



資料編



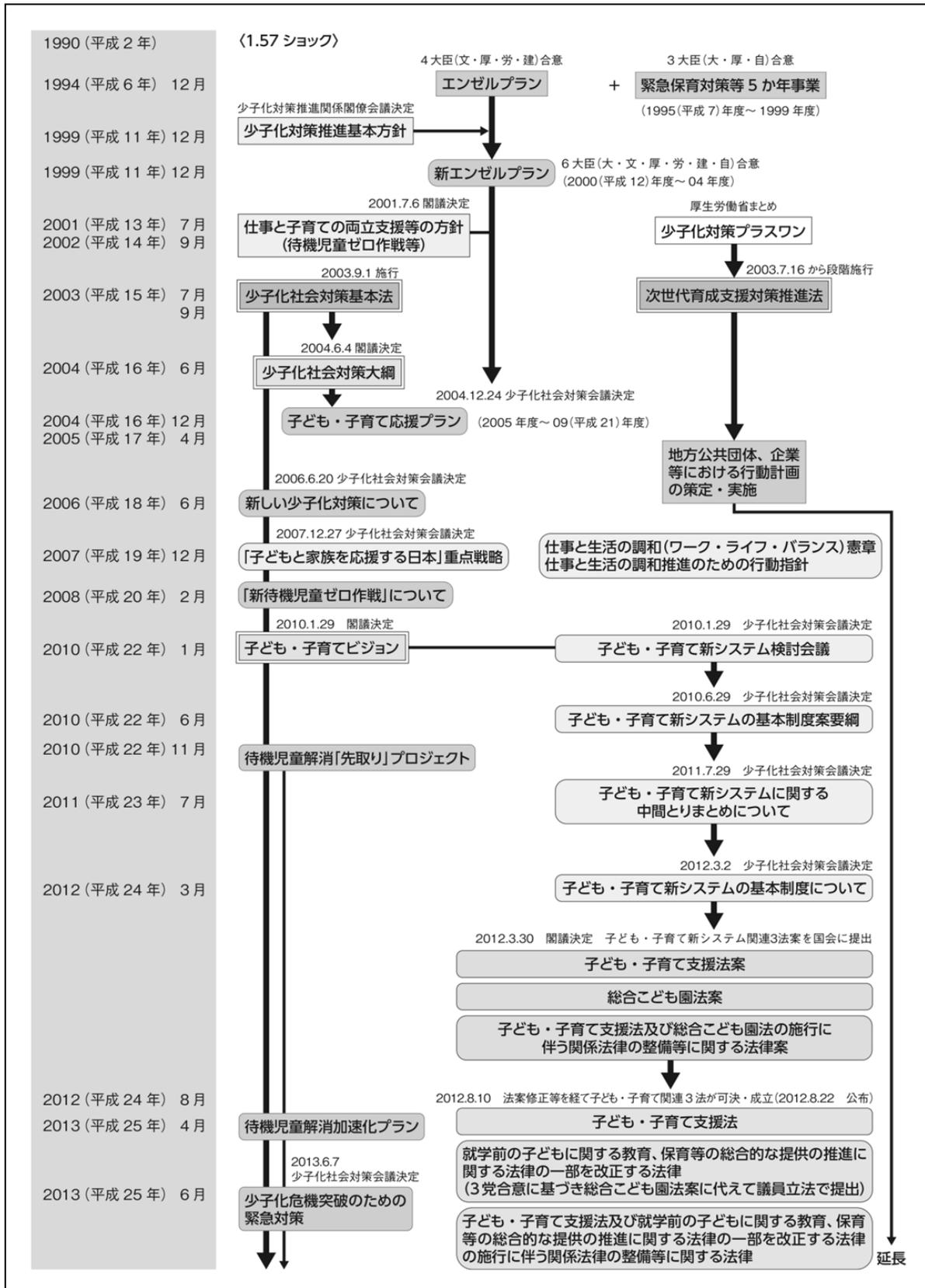
資料編

1 湯沢町子ども・子育て支援事業計画策定までの経過概略

- 平成 22 年 3 月 「次世代育成支援（後期）行動計画」の策定
次世代育成支援対策推進法に基づく「湯沢町次世代育成支援（前期）計画」を引き継ぐ計画として、次世代育成支援の基本的考え方や、施策・事業の方向を示す計画として策定された。
＜策定委員＞
保育園・学校保護者、一般町民、学識経験者、庁内職員
- 平成 22 年 4 月 湯沢町文教施設整備委員会の設置
中学校校舎の建替えと保育園及び小学校の統合によって、保・小・中一貫教育を目指す「湯沢学園構想」の実現に向け、その具体的内容を検討するために設置される。委員会には教育・保育・建設の三分科会が設けられ、延べ約 30 回に及ぶ会議が開催された。
＜検討委員＞
学識経験者、小中学校校長、小中学校保護者、保育園保護者、保育士、一般町民、庁内職員
- 平成 23 年 2 月 「湯沢町統合文教施設検討結果報告書」の取りまとめ
湯沢町文教施設整備委員会の検討をまとめた報告書が完成し、以降の「湯沢学園構想」実現に向けた具体的な方策が示された。保育分科会の検討は、認定こども園の機能、子育て支援施策の各項目にわたり詳細な検討が報告された。
- 平成 24 年 8 月 子ども・子育て支援法の制定
本法律の規定により、市町村は新たな子育て支援事業計画を策定することが義務付けられる。計画策定には新たな検討会議を設けることが努力義務とされたが、町は既に前年の「湯沢町統合文教施設検討結果報告書」により施策の方向性をまとめていたことから、新たな検討会議は設けず、この報告書を基に、直近のニーズを加味しながら計画を策定することとした。
- 平成 24 年 9 月 湯沢町統合文教施設建設工事発注

- 平成 25 年 12 月 **湯沢町子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施**
子ども・子育て支援法に定められた事業計画を策定するための基礎となるニーズ量の把握を目的にアンケート調査を実施した。
- 平成 27 年 3 月 **「湯沢町子ども・子育て支援事業計画」の策定**
子ども・子育て支援法に定められた事業計画として策定された。「次世代育成支援（後期）行動計画」や「湯沢町統合文教施設検討結果報告書」を踏まえながら、直近のニーズを盛り込み、今後町が行う子育て支援施策を具体的に示した計画内容となった。

国におけるこれまでの取り組み



資料：平成 26 年版少子化社会対策白書

湯沢町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行：湯沢町

編集：湯沢町 教育委員会 教育課 子育て支援班

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地

TEL：025-784-2211

FAX：025-784-3583
